

1951年7月20日第3種郵便物認可 2024年2月1日発行 毎月1回1日発行第74巻第2号

ISSN 0913-6134

農村と都市をむすぶ

特集 物価上昇下における貧困と食

友田滋夫 中澤秀一 武見ゆかり 高野真梨子 唐鎌直義

上田 遥 鳳 咲子

アメリカ・カリフォルニア州における米・米加工品市場の動向(1)

2024年2月号 NO.864

—干ばつからの稲作の回復と展望— 西川邦夫

秋田におけるアジア・アフリカ支援米運動 加藤久信



編集代表 谷口信和

農村と都市をむすぶ 二〇二四年二月号(第八六四号) 特集 物価上昇下における貧困と食

一九五一年七月二十日第三種郵便物認可
二〇二四年二月一日発行 毎月一回一日発行 第七四巻第二号

農村と都市をむすぶ 頒価二二〇円 送料七五円

東京都千代田区霞が関一ノ二ノ一
全農 農林労働組合
農村と都市をむすぶ編集部
TEL 〇三三三五〇八一四三三〇



「今は憩いの場「農試公園」・札幌市」(編集部)

表紙の写真は、家畜改良センター十勝牧場で厳しい冬の1~2月に農用馬や妊娠馬の運動不足を解消するため、毎年行われている「馬追い運動」です。1トンを超える妊娠馬などが走る姿はまさに勇壮で、アマチュア写真家には格好の被写体となっています。春には元気な子馬が生まれるよう、健康管理を兼ねて平日の朝に行われています。

また、上掲の写真は、冬のひととき家族連れで賑わう札幌市西区にある「農試公園」です。その名のとおり農業試験場跡地に造成され、今年で40年を迎える市民公園です。北海道農事試験場としては今から一世紀程前の1925年に開設されましたが、1950年には国と道に分離、国の試験場(現・農研機構北海道農業研究センター)は同66年に現在の羊ヶ丘に移設されました。公園には、野球場・テニスコート、室内アリーナなどに加え、昨年からインクルーシブ公園も整備され、雪の無い時期も多く市民で賑わっています。

「農村と都市をむすぶ」編集委員会

(農林行政を考える会)

編集代表	谷口信和	東京大学名誉教授
編集長	安藤堀神小矢秋友作西	東京大学教授
編集委員	服部山林坂山田山川	東洋大学名誉教授
	信光信健安信雅	早稲田大学名誉教授
	和義司治雄一	農政ジャーナリスト
	伊藤信雅	静岡農専短大教授
	田滋夫	日本農業研究所研究員
	川邦夫	宇都宮大学教授
		日本大学准教授
		明治大学教授
		茨城大学准教授

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介



バイデン政権下の アメリカ農業・農政

バイデン政権下での農業・農政をとおりして
日本農政の現状と課題を見つめる

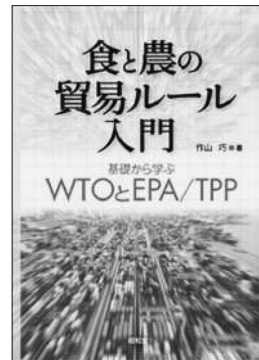
服部信司 著

食と農の貿易ルール入門

基礎から学ぶWTOとEPA/TPP

WTO、EPA、TPP、FTA、メガFTA—新聞やテレビでは、貿易交渉をめぐるさまざまな言葉が飛び交っている。とっつきにくく感じることも多いニュースを、どうすれば理解できるのか？重要なキーワードのわかりやすい解説や「新聞記事で学ぶ」というコーナーとともに、食や農に関わる人が知っておくべき貿易ルールを基礎から学ぶ。

作山 巧 著



農政トライアングルの崩壊と官邸主導型農政改革

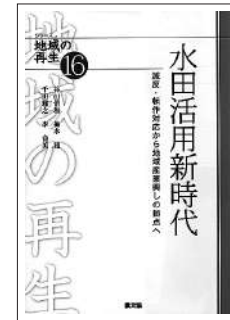
安倍・菅政権下のTPPと農協改革の背景

第2次安倍政権では、自民党農林族・農水省・農協から成る農政トライアングルが崩壊し、TPP締結や全中解体のような急進的な農政改革が首相官邸主導で実現した。その背景にある地殻変動を、TPP参加協議にも従事した元農水官僚の研究者が明らかにする。

作山 巧 著

◎「バイデン政権下のアメリカ農業・農政」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部(TEL03-3508-4350)、「食と農の貿易ルール入門」は昭和堂(TEL075-502-7503)、「農政トライアングルの崩壊と官邸主導型農政改革」は農林統計協会(TEL03-3492-2990)までお問い合わせください。

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介



水田活用新時代

—減反・転作対応から地域産業興しの拠点へ—

谷口信和・梅本 雅・千田雅之・李 侖美 著

米価下落、TPP・自由化路線に抗し、
水田を地域農業・産業の拠点として
活かすための実践的提案の書

「農政改革」下の農業・農村

神山安雄 著



「日本酪農への提言」

持続可能な発展のために

小林信一 著

◎「水田活用新時代」は農文協(農業書センターTEL03-6261-4760)、「農政改革下の農業・農村」は農林統計出版(TEL03-3511-0058)、「日本酪農への提言」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部(TEL03-3508-4350)までお問い合わせください。



「湯島天神の梅」(編集部)

目 次

特集 物価上昇下における貧困と食

物価上昇下における貧困と食	友田 滋夫 (4)
生計費調査からみえる貧困	中澤 秀一 (10)
経済格差と食生活	武見ゆかり (18)
	高野真梨子
高齢単身無職世帯の貧困と食料費	唐鎌 直義 (25)
貧困子育て世帯の食生活—母子世帯に着目して—	上田 遙 (34)
子どもの貧困と学校給食—意義と課題—	鷹 咲子 (44)
アメリカ・カリフォルニア州における米・米加工品市場の動向(1) —干ばつからの稲作の回復と展望—	西川 邦夫 (52)
秋田におけるアジア・アフリカ支援米運動	加藤 久信 (68)

[時評] 異次元緩和と金融からの決別…アベノミクス拒否へ (H2) (2)

☆表紙写真 「馬追い運動・北海道音更町」(独・家畜改良センター十勝牧場)
「農村と都市をむすぶ」2024年2月号(第74巻第2号)通巻第864号

異次元緩和金融からの決別：アベノミクス拒否へ



故安倍晋三首相は「三本の矢」で「停滞する日本経済」の復活・成長を図ろうと主張した。岸田首相も基本はその方向に同調しているとみえる。「新しい資本主義」と

して成長と分配の好循環により中間層の拡大を、と首相は当初うたったが、その趣旨に対応する政策は見えず、基本は「アベノミクスを基盤とする」という国会での答弁の方が目立っている。

三本の矢は、一・大胆な金融緩和、二・機動的な財政支出、三・民間投資による成長戦略、だが、いずれもが社会が期待する内容の成果をあげず、むしろ全体として日本の経済社会の自立的な仕組みにマイナスに働いているとみられる。

・その典型は異次元の緩和といわれるほどの金融政策で、大量の国債発行により国の財政を膨らませているもの、他方で超低金利により為替を円安に大きく振れさせている。このことは日本の資産を海外に安くたたき売っていることになっているがまず挙げられよう。

超円安は、自国の資産を安く国外に提供し、その見返りに輸出企業には大きな利益を、しかも、苦勞せずと与えている。他方では輸入品価格が上がりインフレを招い

ている。しかし、国内で生産される農産物は長くデフレの対象でこれを引き上げインフレ対象になるように期待されたが、むしろ輸入品の価格上昇が先行し、燃料価格の騰貴が農業を含む国内産業を苦しめている。

異次元緩和の金融政策・国債の大量発行はやめるべきで、必要な財政拡大は別財源、すなわち法人税・所得税等の引き上げにより財源を手当てすべきである。その場合、低所得層に大きな負担をもたらす消費税の引き上げではなく、法人税を引き上げ、富裕層に負担がさらにかかる税を大胆に増やすことで財源にするのが筋である。

消費税を引き上げたり法人税は最高税率を引き下げてきたアベノミクス、その過去に倣うべきではない。

多くの人は、最近の報道で二〇二四年三学期は上場企業の多くが配当を引き上げると述べているが、そうであろうと理解している。アベノミクスは上場企業に大きく貢献し、それに連なる富裕層の所得拡大につながっているとみているのである。

国債の発行で財源を賄う方法は誰にも「恨まれない」政策のように見えるが、また、異常な低金利を維持することで国債の支払い負担を低くしているが、これが今の超円安を導きだし、まともな経済活動を阻んでいる。利益を大きく上げた企業・個人の税負担により財政は支えられるべきである。

・**第二の矢**は機動的な財政支出だが、当初予算に比して補正予算の割合が大きくなり、どれに重点を置いていくか、わかりにくい。補正予算は短期的な対応に合わせた予算だが、最近はこの公共事業的な項目を入れ、十分な検討の対象外になっている。この時期、コロナ禍や自然災害、さらには国際的な紛争や対立への対応の支出であることは誰でも理解するが、この間の支出が効果的か、必要なところに集中的に投入されているか、検証されるべきである。コロナ禍での「遅れて届けられた」アベノマスクや色々な不正を招いた東京オリンピック、コロナ補償の仕組みなど、検証対象が多い。

・**民間投資**を成長戦略に結び付けようとする第三の矢は、完全失業率の低下や有効求人倍率の上昇など成果が出ているように見えるが、他方で、非正規労働者の拡大や貧困層の層としての拡大がそれらを打ち消すほどに大きい。これまで言われていた他の先進国と比べ中間層が厚いのが日本の特長、ということが言えないほどに、「子ども食堂」が広がり、生きるのに必要な食が十分に取れない層が増えている。アベノミクスは全体の賃金を押し上げるよりも、格差拡大に貢献している。

夫婦プラス子供という組み合わせの核家族の形態が都会ではそれまでは主になっていたが、この間、若い世代でも単身一人世帯や高齢者のみの世帯が急速に多くなっ

た。農村でも農業従事者の激減の特徴だけでなく、居住者の少人数化・高齢者一人住まいが急増している。同居世帯員同士で生活を支えあう世帯は減り、非正規労働者の低賃金、低レベルの年金等が一人住まいを直撃している。

・アベノミクスは、法人税の引き下げで企業が投資を増やし賃金を引き上げる流れを期待していたのであろうが、二〇一〇年代から二〇二〇年代にかけて大企業の利益は倍増しているものの、労働者への報酬は横ばいで設備投資はむしろマイナスであった。日本企業はリスクを取り投資して利益を取るといよりは、円安による「棚ぼた」の利益を待ち、内部留保を拡大して、従業員の報酬は非正規の割合を増やすことで負担を押さえている。

・労賃二%、インフレ二%アップを政策目標にするのであれば、まずは労賃が二%確保される政策を先行させるべきなのである。女性比率を高めるだけでなく、非正規労働者の割合は下げ、パート労働者が就業時間を増やしても手取りが減ることなく増収になるように、具体的な政策を実行するという仕組みの改革を先行させるべきである。順序が逆になっている。そして政策への要求だけではなく、労賃は労働組合が自らの力で勝ち取る「王道」こそ実現性があるといえよう。

(H2)

物価上昇下における貧困と食

日本大学生物資源科学部 友田滋夫

昨今の物価上昇は著しい。二〇二〇年基準の消費者物価指数は、二〇一七年後半から二〇一九年末にかけてじわじわと上昇していたものが、コロナ禍の下で二〇二二年四月ごろまでいったん下落していたが、二〇二二年一月ごろから顕著な上昇傾向を見せるようになり、二〇二三年一月時点の総合指数は一〇六・九となっている。顕著な上昇傾向に入る前の二〇二二年一月と比べると二年間で六・八ポイントもの大幅上昇である。

品目中分類別に見ると、物価指数の上昇はほぼ全品目に及んでいるが、特にこの二年間の上昇ポイントが高い品目と上昇ポイントを記すと、生鮮食品（一八・五）、穀類（二六・九）、魚介類（二二・四）、乳卵類（二二・八）、野菜・海藻（一六・〇）、果物（一六・三）、油脂・調味料（一六・五）、菓子類（一八・四）、調理食品（一五・三）、家事用消耗品（一八・五）となる。家事用消耗品とはティッシュ・トイレットペーパー、洗剤、ラップなどのことである。つまり、生命の維持に直接かわる食料品のみならず、家事用消耗品も含めて極めて必需性の高い品目で物価上昇の度合いが高くなっている。

さらに細かく見ると、穀類の中では食パン（三三・五）、カレーパン（二五・二）、ゆでうどん（二五・三）、中華麺（二四・二）、小麦粉（三三・五）、魚介類の中ではいわし（二九・三）、さんま（三三・六）、さけ（四二・九）、いか（三六・〇）、あさり（三〇・五）、塩さけ（三〇・八）、しらす干し（三七・六）、煮干し（二九・七）、乳卵類では国産チーズ（三九・一）と鶏卵（三四・一）、野菜ではキャベツ（三五・二）、ねぎ（四三・二）、にんじん（三八・〇）、ながいも（三四・一）、かぼちゃ（三三・九）、といったもので物価上昇の度合いが顕著である。これらを一瞥すると、国産チーズなどの例外はあるものの、もともとの価格が比較的安価な価格帯の品目に大幅な物価上昇が

広がっている。

他方、こうした物価上昇の下で、消費者が生活水準を維持するには所得を増加させなければならない。日本における現在の消費者世帯の大部分は賃金労働者世帯なので、まずは賃金の上昇が、物価上昇に対応するための第一の要素となる。

こうした中、「二〇二二春季生活闘争方針」で「賃上げ分二〇程度、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め四〇程度の賃上げを目安」^(注1)としていた連合が、「二〇二二春季生活闘争方針」においては「賃上げ分を三〇程度、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含む賃上げを五〇程度とする」^(注2)ことを目標とし、多くの単組でも、春闘要求において例年を大きく超えるベアを要求してきた。企業別で見ると、大手企業では二〇二二春闘要求額の二倍を上回るベア要求を出す組合も多く、組合の要求提出前から、賃金引き上げの意向を公表している企業も複数あり、トヨタやホンダ、電機大手一二社など、満額回答する企業も多かった^(注3)。

実際の各組合の要求と回答を取りまとめた連合の「第七回（最終）回答集計」をみても、平均賃金方式の組合員一人当たり加重平均値で、二〇二二春闘の最終回答集計では定昇込み賃上げ要求二・九六％、回答二・〇七％、「賃上げ分が明確に分かる二、二二三組合の「賃上げ分」は一、八六四円、〇・六三％、うち中小組合一、三七六組合は一、七七二円、〇・七二％」^(注4)であったのに対し、二〇二二春闘の最終回答集計では、要求四・四九％、回答三・五八％で、「賃上げ分が明確に分かる三、一八六組合の「賃上げ分」は五、九八三元、二・一二％、うち中小組合二、〇一九組合は四、九八二元、一・九六％となり、いずれも賃上げ分の集計を開始した二〇一五闘争以降で最も高い」^(注5)結果となっている。

こうした賃上げにもかかわらず、その賃上げ率は物価上昇率に追いついておらず、実質賃金は低下している。

厚生労働省が発表した二〇二三年一〇月の毎月勤労統計調査（確報、調査産業計、事業所規模五人以上）によると、実質賃金は前年同月比二・三％減少となり、二〇二二年四月以降一九ヵ月連続で前年同月比マイナスとなっている。同調査確報の二〇二二年通年結果で見ても、二〇二〇年一〇〇とした実質賃金は長期的に低落傾向にあり、二〇二二年には九九・六となっている。二〇二三年一〇月の実質賃金前年比の要因分解データによると、消費者物価の寄与が大きなマイナス要因になっている。

二〇二二年賃金構造基本統計調査でも、フルタイム労働者の所定内給与は対前年で一・四％増加し、過去最高となっているが、やはり物価の上昇に追いついていない。

そしてこうした賃金上昇はあくまでも平均的なものであって、個別に見れば名目賃金がほとんど上がっていない労働者も存在する。例えば、連合の二〇二三春闘最終回答集計を見ても、交通運輸の九九人未満事業所の賃上げ率は定昇込みで一・九七％にすぎない。

家計調査によって二〇二〇年を一〇〇とした世帯収入の指数をみても、二人以上の世帯のうち勤労者世帯の場合、二〇二三年一〇月の名目実収入は一〇一・四で、この三年間ほとんど伸びていないことになる。とくに、前述のように物価上昇が顕著になり始めた二〇二二年一月からの推移をみると、同年一月に九八・四であった名目実収入は二〇二二年のうちはやや上昇傾向にあったが、二〇二三年に入ってむしろ低下している。実質実収入も二〇二二年一月に九八・三であったものが同年一月には一〇〇・三まで伸びるが、二〇二三年に入って低下していき、同年一〇月には九三・六にまで落ち込んでいる。

また、消費者世帯は勤労者世帯のみで構成されるものではなく、特に低所得世帯には被保護世帯や高齢者世帯も多い。被保護世帯では生活扶助基準額が上昇しなければ名目所得は上昇しない。二〇二三年六月二三日付の生活保護基準改定（二〇二三年一〇月一日から適用）では、生活扶助基準額が上がる世帯と下がる世帯があるが、二〇二五年三月三十一日までの臨時的特例措置として、世帯人員一人当たり月額一、〇〇〇円を加算し、この加算を行っても従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額が保証されることから、特例措置期間については生活扶助基準額が下がる世帯はない。とはいえ、級地区分「一級地―」の生活扶助基準額（居宅で冬季加算を含まない場合）を例にとれば、一部の高齢層を除く一八歳以上のほぼすべての年齢層で、単身者世帯、同年齢夫婦のみ世帯ともに、生活扶助基準額が据え置かれる。つまり、物価上昇にもかかわらず基準額は上がらない。したがって、こうした世帯では実質的な生活水準を落とさざるを得ない。

また、年金受給世帯においても、物価や平均名目賃金が増加すれば、年金にマクロ経済スライドが発動され、賃金や物価の上昇率を下回るように年金が調整されるため、実質年金も目減りする。二〇二三年の年金改定では、同年四月分からの年金額は、一九五六年四月二日以後生まれの場合は前年比で原則二・二％の引き上げ、一九五六年四月一

日以前生まれの場合は原則一・九%の引き上げとなり、物価上昇率を下回ることになった。

こうした実質所得の低下は、元々ギリギリの生活を強いられていた貧困世帯の家計支出をより貧困なものにさせていると考えられる。実際のところ、家計調査を見れば、二人以上の世帯のうち勤労者世帯における対前年同月比の実質消費支出は二〇二三年三月以降連続して五%前後の大幅な低下を続けている。同様に食料の実質消費支出も二〇二二年一月以降連続して低下を続けている。実質食料消費支出をより細かく見れば、穀類と乳卵類は二〇二一年二月以降、魚介類と肉類も同年三月以降、油脂・調味料も同年九月以降、調理食品も二〇二三年一月以降、二〇二三年一月現在まで、連続して実質支出額を減らし続けている。

食生活において量を減らしたり質を低下させるといった動きが広がれば、農産物の需要にも影響を及ぼすと思われる。特に輸入品よりも比較的価格の高い国産品への影響が大きいと考えられる。

そこで、本特集では、以下のような構成の下で、それぞれの分野に造詣の深い方々に執筆をお願いした。まず、近年の賃金構造や家計支出の構造、貧困と格差の全体像を明らかにしておく必要がある。そこで、物価上昇下において貧困の構造がどのように変化しているかという点について、賃金と生計費の動向を検討しつつ、「普通の暮らし」という観点からご執筆いただいたのが、中澤論文「生計費調査からみえる貧困」である。

つぎに、こうした貧困と格差の構造の下で、食生活にも格差が生じ、それが健康格差にもつながっていることと、経済格差が健康格差につながるメカニズムについてご執筆いただいたのが、武見・高野論文「経済格差と食生活」である。

また、物価上昇局面においても、ある程度のベア獲得を通じて世帯所得の向上が期待できる賃金労働者世帯とは異なり、被保護世帯や年金依存世帯ではそれが難しくなっているのは前述のとおりである。そこで、高齢者世帯を例に貧困と食費の状況をご検討いただいたのが唐鎌論文「高齢単身無職世帯の貧困と食料費」である。

また、被保護世帯の約四%は母子世帯であるが、母子世帯は高齢者世帯や障がい者世帯と異なり、一人で子育てをしなければならぬ。そのことは消費の在り方にも影響を及ぼすと考えられる。そもそも、貧困世帯における食生活の様子は収入の多寡だけを要素に一樣に決まるものではなく、個別具体の生活に基づく多様性があるだろう。そこで、母子世帯の食生活をできるだけ具体的に分析するという観点からご執筆いただいたのが、上田論文「貧困子育て世帯

の食生活―母子世帯に着目して―」である。

貧困子育て世帯においては、貧困であるゆえに食費を削らざるを得ない場合もあると考えられる。食費を削った場合、家庭での食事はどうしても栄養バランスを欠いたものになりがちである。特に学童期の子どもの食生活は成人以上に重要で、「将来の体格や健康状態にも影響する」^{〔注〕}と指摘されているところであり、貧困世帯の子どもの栄養確保における学校給食の役割は大きい。にもかかわらず物価高騰の中で学校給食においても低価格食材の選択や、給食業者の倒産といった、学校給食制度を揺るがしかねない事態が発生している。そこで、こうした事態に鑑みて、子育て世帯における学校給食の重要性と課題についてご検討いただいたのが鳩論文「子どもの貧困と学校給食―意義と課題―」である。

日本経済は、国際競争に立ち向かうという口実で、規制緩和路線をとり、特に労働分野においては一九九五年五月に日経連が発表した『新時代の「日本的経営」』にみられるような雇用の柔軟化、労働力の流動化路線をとることで、労働力の有効活用、人件費抑制、失業率の抑制を目指した。しかしその結果は「半失業者、部分就業者を増やすことにつながり」、失業問題の本質的な解決はなされないまま低所得不安定就業者が増加するという結果を招いている^{〔注〕}。そして労働力の活用という観点からのみ、高齢者も障がい者も「働く」ことを前提とした制度設計がなされるようになり、財政負担との兼ね合いもあって、社会保障給付は減りつつある。もちろん、高齢者にも障がい者にも「働く」権利は保障されるべきであり、「働きたい人」の就業機会を保障すべきであることは論を待たない。しかし同時に、「働けない人」も包摂しうる制度設計が必要である。そうでなければ「働けない」事情を抱えた高齢者世帯や障がい者世帯、母子世帯において、貧困状態に陥る世帯が多発することになる。

そして、同じく「国際競争に勝つ」ことを目的とした金融政策も相まって発生した物価高騰のしわ寄せが、特に貧困世帯において顕著に現れていることは、本特集の各論考を見れば明らかであろう。そして食の現場レベルでは、貧困問題にできる限り対処し、健康で文化的な最低限度の食生活を保障しようとする努力が続けられている。とはいえ、滔々と流れ込んでくる貧困世帯に対応する現場の力にも限界があり、貧困の発生を減らさなければ本質的解決にはならない。

国際競争に勝つことこの目的は国民生活の向上のためでなければならない。国際競争に勝つための政策の結果、国民

の生活が貧しくなるのでは本末転倒であるし、それでは本当の意味で「国際競争に勝った」とは言えないのである。

注

- (1) 連合「二〇二二春季生活闘争方針」二〇二二年二月、五頁。
- (2) 連合「二〇二三春季生活闘争方針」二〇二二年二月、五頁。
- (3) 読売新聞「社説 春闘集中回答 相次ぐ「満額」を波及させたい」二〇二三年三月一七日。
- (4) 連合「多くの組合が賃金改善分獲得、なかでも中小組合が健闘」二〇二三春季生活闘争第七回（最終）回答集計結果について」二〇二三年七月、一頁。
- (5) 連合「『未来につながる転換点』となり得る高水準の回答」二〇二三春季生活闘争第七回（最終）回答集計結果について」二〇二三年七月、一頁。
- (6) 赤松利恵「学童期における子どもの食の課題と対策」『保健医療科学』第六六巻六号、二〇一七年二月、五七五頁。
- (7) 伍賀一道『雇用の弾力化と労働者派遣・職業紹介事業』大月書店、一九九九年、一〇〇頁。

生計費調査からみえる貧困

静岡県立大学短期大学部 中澤秀一

普通の暮らしとは

いま空前ともいえるほどの短歌ブームが起こっている。ブームをけん引するのは二〇〜三〇代の若者世代。SNSの発達によって、同人誌を作ったり歌会を開いたりしなくても、自ら詠んだ歌を気軽に投稿できること、さらにコロナ禍で人とのつながりが薄れるなかでそれぞれの思いをポップに発信できることが、若者層を中心に受け入れられたようである。近年のブームの先駆けとなった歌人に萩原慎一郎がいる。萩原は「非正規歌人」とも称され、大学卒業後は長らくアルバイトや契約社員など非正規労働者として働いていた。歌集としては異例の大ヒット作となった『滑走路』には、非正規労働者の悲哀だけではなく、働くものを鼓舞する歌も収められてい

る。そのなかには、牛井（屋）を詠んだ歌がいくつもあ

る。ぼくも非正規きみも非正規秋がきて

牛井屋にて牛井食べる

食べるならおいしいものが食べたいな

昼は牛井屋でいいけれど



安価で素早く食べられる牛井は、低い賃金水準にある非正規労働者にはうってつけのメニューだ。牛井並盛に味噌汁と生卵をつけて価格は六五〇円ほど。カロリーは七三〇キロカロリーほど。一応、カロリー面では満たされている。しかし、毎日牛井では栄養的に偏ってしまう

し、何よりも飽きてしまふだろう。毎食、何を食べるか選択できること、食にバリエーションがあることは、健康で文化的な生活にとってきわめて重要な要素であり、本来はそれが普通の暮らしであつたはずである。人々の暮らしから健康や文化が失われて普通ではなくなつたとき、それはすなわち貧困状態である。

過去においても現在においても貧困の主たる要因は、低賃金である。現在では非正規労働者の増加の影響が大きい。二〇二二年の雇用者に占める非正規雇用の割合は三六・九％であり、二〇〇二年の二七・二％、一九九二年の一八・七％と比較すると急増している（総務省「労働力調査」）。多くの非正規労働者は、働いていても貧困、いわゆるワーキングプア状態にある。一般的にワーキングプアの定義は年収二〇〇万円以下であるが、二〇二一年時点で労働者全体の二一・四％に達している（国税庁「民間給与実態調査」）。

本稿では、生計費の視点から現代の日本における貧困に迫つてみたい。とくに、近年の物価上昇が国民生活にどのような影響を及ぼしているのか考察する。なお、筆者は全国各地で実施された最低生計費試算調査の監修を担当しており、本稿の内容は本調査から見出された知見をもとにしている。

貧困の概念

貧困を測る代表的な指標として相対的貧困率がある。相対的貧困率の定義は、「等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分のラインに満たない世帯員の割合」で、おおざっぱに言うると、「その国の中で、真ん中の所得」の半分以下で生活している人の割合」ということである。直近の日本の相対的貧困率は一五・四％（二〇二一年）であった。ここでの「真ん中の所得」とは、厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば二五四万円だったので、世帯員一人当たりの年間に使えるお金が一二七万円に満たないと貧困とみなされることになる。この相対的貧困率は、所得を基準として貧困を計測しているため、たとえ年間一二七万円でもどんな生活ができるかについては問われない。したがって、近年の物価上昇によりお金の価値が目減りして、生活の内容が変化したことについては把握できない。そもそも相対的貧困は格差の度合いを示した指標であり、相対的貧困状態だからといって、直ちに生死に関わるとは限らない。しかし、その国のみならず普通であると思われている生活から遠ざけられている層がどれだけ存在するのかを把握するためには重要な指標ではある。

後述する最低生計費試算調査の監修を担当していた金澤誠一は、ノーベル経済学賞を受賞したアマルティア・センの貧困概念をベースに最低限度必要な生活の「機能」を、人々の生活の健康状態の維持・生命の維持といった基本的生活の「機能」と、自尊心を保てる・社会生活に参加できるといった複雑かつ高度な生活の「機能」とに分けて理解している。一般的に貧困と認識されるのは、前者の基本的生活の「機能」が達成されていない場合である。しかし、それだけでは不十分なのである。

同様に、憲法学者の木村草太も、生存権保障の在り方について三つの段階に分けて説明している。第一段階は、生命維持の要請を満たすことである。ここでは、「雨露をしのげる居住空間が確保されているか」「必要な栄養が摂取されているか」「身を守るあたたかい衣服が揃っているか」など、衣食住をはじめとする基礎的ニーズが満たされているか否かが重要である。第二段階は、基礎的ニーズを満たす財・サービスが、人間らしく生きるための質を確保していることである。通風・日照・湿気排除・空調の機能が劣っていると、たとえ居住空間が確保されていたとしても、居住者の健康は害されるだろうし、精神的な影響も現れてくるだろう。健康なからだをつくるには、穀類の「主食」、肉や魚・卵・豆などのおかず「主菜」、野菜・きのこ・海藻などの「副菜」、それ

に乳製品や果物など組み合わせたバランスのとれた食事が大切である。第三段階は、相互に支え合う人間関係により、人間の尊厳が実現していることである。人間は社会のなかで孤立しては生きられない。他者と交流し、相手の反応を見ることが喜びを見出ししていく。行動を意味のあるものにたらしめる「何か(だれか)のために役立っている」という感覚は、人と人とのつながりのなかから生まれるものである。

このように単に生存しているだけでは人権が保障されているとは言えず、誰もが普通に暮らすためには、質や人間関係なども問われるのである。そして、質にこだわることや人間関係の形成には、通常は「コスト」がかかる。一九九〇年代半ばまでは、仕事に就いてさえすれば、普通の暮らしが可能であった。それが九〇年代後半以降の非正規雇用の増大や実質賃金の低下など雇用が劣化したことにより、働く人々から普通の暮らしが遠ざかってしまった。

マーケット・バスケット方式による生計費試算

筆者は、これまでに全国二七都道府県で実施された最低生計費試算調査(以下、生計費調査)の監修を担当し、調査結果を公表している。もともとは先述した金澤誠一の監修のもと全国各地で同様の調査が実施されており、

それらの調査で用いられた方法を生計費調査でも基本的
に踏襲している。ここで採用された生計費の試算方法
は、マーケット・バスケット方式(全物量積み上げ方式)
と呼ばれるものである。具体的には、最低限度の生活を
実現するために必要な生活必需品の種類・量を決めて、
食費・住宅費・水道光熱費・被服費・交通費・教育費な
ど個別的に積み上げていく方式である。最低限度の生活
に必要な財やサービスを一つひとつ積み上げていく
ので、具体的で分かりやすいという長所があるマーケッ
ト・バスケット方式は、かつては我が国の生活保護基準
を算定する方法としても採用されている。

さて、生計費調査では、若者が普通に一人暮らしをす
るには月額二四〇二六万円(税・社会保険料込み)が必
要であることや、三〇代夫婦と子ども二人(幼児+小学
校低学年児童)からなる四人家族が普通に子育てをする
には月額五五〇〇六〇〇万円が必要であること等の試算
結果を公表している。表1は、二五歳の若者が普通に一
人暮らしするために必要な費用の一覧である。

最低生計費(月額)を賃金で得ようとするならば、少
なくとも時給一、四〇〇円ほどが必要である(人間らし
い労働時間を加味すれば時給一、六〇〇円を超える)。
ところが、現在の最低賃金額は、表の最下段に示すよう
に最も高い東京都であっても一、一一三円、全国平均で

は一、〇〇四円と、ようやく一、〇〇〇円を超えたこと
である。フルタイムで働いても、普通に暮らすのは困
難である。貧困の要因が低賃金にあることがわかるだろ
う。

食費の試算―リーズナブルに栄養のバランスよく

生計費試算全体の詳細な方法は紙幅の都合もあって割
愛するが、ここでは食費について触れておきたい。食費
については、各年の総務省「家計調査」(品目分類、全
国、二人以上世帯の年間収入が最も低い第I五分位階
層)の各費目の購入数量及び一〇〇g当たりの平均価格
から、食品群ごとに各構成品目の加重平均によって消費
単価を計算している。収入が最も低い第I五分位階層の
データを用いるのは、年間収入階層が高くなるほど、よ
り高級な食材を使ったり贅沢品を食べたりするために消
費単価が高くなり、食費の最低限を、できるだけリーズ
ナブルに必要な栄養をバランスよく摂取できるところで
決めるとするならば、年間収入の低い階層により消費単
価を算出することが妥当であると考えたからである。表
2は、食費の試算のベースとなった各食品群の消費単価
の推移を示したものである。二〇二一年後半からの物価
上昇の影響を受けて、消費単価が上がっていることが確
認できる。

表 1 最低生計費試算調査の結果 (25歳単身世帯)

(円)

自治体名	札幌市	水戸市	東京都北区	新潟市	岐阜市	京都市	岡山市	高知市	佐賀市	那覇市
調査年	2022年	2020年	2019年	2015年	2022年	2018年	2020年	2022年	2019年	2020年
消費支出	176,147	179,910	179,804	177,018	176,737	178,390	180,404	183,688	178,127	179,439
食費	43,426	41,967	44,361	39,597	44,872	44,441	40,333	45,423	39,025	41,266
住居費	38,000	36,458	57,292	38,000	38,000	41,667	35,417	33,000	34,500	36,458
水道・光熱	13,269	7,546	6,955	11,064	7,874	7,419	7,273	8,710	8,150	8,764
家具・家事用品	4,538	3,265	2,540	3,765	3,058	3,836	4,032	3,247	3,561	3,826
被服・履物	6,395	8,440	6,806	6,951	7,748	5,921	6,575	6,638	5,635	5,021
保健医療	4,480	1,002	1,009	4,188	1,501	1,137	1,094	1,506	1,184	1,142
交通・通信	14,390	29,990	12,075	40,335	34,993	18,612	33,384	37,467	41,856	33,794
教養・娯楽	30,598	28,534	25,577	14,970	20,390	27,510	25,454	26,070	25,964	25,620
その他	21,051	22,708	23,189	18,148	18,301	27,847	26,842	21,627	18,252	23,548
非消費支出	54,761	55,177	51,938	47,287	53,422	49,595	50,107	47,711	46,045	48,977
予備費	17,600	17,900	17,900	17,700	17,600	17,800	18,000	18,300	17,800	17,900
最低生計費 (月額)	193,747	197,810	197,704	194,718	194,337	196,190	198,404	201,988	195,927	197,339
税抜	248,508	252,987	249,642	242,005	247,759	245,785	248,511	249,699	241,972	246,316
税込	2,982,096	3,035,844	2,995,704	2,904,060	2,973,108	2,949,420	2,982,132	2,996,388	2,903,664	2,955,792
必要最低賃金額A (173.8時間換算)	1,430	1,456	1,436	1,392	1,426	1,414	1,430	1,437	1,392	1,417
必要最低賃金額B (150時間換算)	1,657	1,687	1,664	1,613	1,652	1,639	1,657	1,665	1,613	1,642
参考：最低賃金額 (23年10月～)	960	953	1,113	931	950	1,008	932	897	900	896

(注1) いずれも25歳男性で賃貸ワンルームマンション・アパート(25㎡)に居住という条件
 (注2) その他には理美容品費、理美容サービス費、身の回り用品費、交際費、自由裁量費を含む
 (注3) 非消費支出＝所得税＋住民税＋社会保険料

表2 全国第I五分位階層の食品群ごとの100g当たり消費単価の推移
(2018年→2022年)

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
乳・乳製品	25.14	26.1	26.44	27.32	26.93
卵	28.19	28.5	27.76	30.95	31.49
魚介・肉	162.64	164.46	163.95	168.28	176.8
豆・豆製品	22.04	21.41	20.78	20.92	21.08
野菜・海藻	47.15	45.09	46.31	44.75	48.24
いも	29.63	28.98	33.89	39.4	37.18
果物	47.39	47.6	47.99	49.06	52.06
穀類	48.74	51.75	47.51	51.27	52.94
砂糖	21.79	22.97	23.62	24.18	25.88
油脂	48.52	50.3	48.38	48.26	63.12
嗜好品	82.96	85.16	85.38	89.51	90.2

(円)

資料) 総務省「家計調査」より筆者作成

(注) 嗜好品については、100kcal当たりの価格で算出

では、物価上昇に対して家計はどのように対応していると考えられるのか。もちろん、物価上昇に見合って収入が上昇していれば問題ないのであるが、実際にはそうではないので「やりくり」をしなければならぬ。食べることがまさに生命線であるから儉約には限度があるが、それでもできるだけ安価な食材でまかなうことでやりくりするだろう。ただし、その結果として、食材が偏り、栄養のバランスが損なわれ、健康を害することにつながりかねない。

物価上昇による普通の暮らしのコスト増

昨今の物価上昇は食費だけにとどまらず、さまざまな費目で起こっている(携帯電話の料金やNHK受信料など下落した費目もあるが、一部に過ぎない)。現在、各地の試算結果を総務省統計局「消費者物価指数」(CPI)を用いて分析し、係数を各費目に乗ずるなどして改定を行っている。なお、CPIで改定した費目は、食費(家での食事および廃棄分で外食は除く)、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、自動車関係費、通信費、教養娯楽耐久財費、教養娯楽品、理美容品費、理美容サービス費等である。表3は、二〇一八年に試算された京都市の結果と、二〇二三年一〇月時点の物価変動を踏まえて再試算した結果とを比較したも

表3 京都市在住25歳単身世帯の最低生計費試算結果の2023年版改定
(円)

	2018年	2023年改定
食費	44,441	49,242
住居費	41,667	50,000
光熱・水道	7,419	7,456
家具・家事用品	3,836	4,864
被服・履物	5,921	6,315
保健医療	1,137	1,171
交通・通信	18,612	16,766
教養娯楽	27,510	27,895
その他	27,847	28,100
予備費	17,800	19,100
最低生計費=A	196,190	210,909
非消費支出=B	49,595	52,212
税等込み月額=C (A+B)	245,785	263,121
税等込み年額=C×12	2,949,420	3,157,452

のである。ほとんどの費目で上昇がみられ、生計費全体では生計費は五年間で約六%上昇していた。

いまも普通の暮らしにかかる費用は、物価上昇を受けて増大している。にもかかわらず、賃金はそれほど上昇していない。賃金だけではなく、年金や生活保護基準など社会保障給付は切り下げられている。収入の減少に対して、生活するためには何かを犠牲にしなければならぬ。では、何が犠牲になったのか。それは、健康的な文化的な生活の質であり、人付き合いや社会参加などの人間関係である。食卓のメニューの数を減らし、旬の食材を食べなくなった。(コロナ禍もあって)飲み会の頻度は減り、旅行にも行かなくなった。そして、究極の貧困の発現は、家族形成の減退である。収入の減少により生活の質や人間関係が失われた結果、若者たちから家族を形成する意欲や希望が奪われてしまった。カップルが生まれにくくなったために、ここまで急速に少子化が進行したのである。二〇二二年の出生数は初めて八〇万人を割り込んでいる。政府が掲げている「異次元の少子化対策」はいずれも子育ての支援策である。真の少子化をめざすならば、家族形成ができるくらいゆとりを作らねばならないのだ。わたしたちが普通に暮らし、社会を正常に保つためには、ある程度の「コスト」がかかるのである。貧困を防ぐために、賃金の底上げが急務の課題で

ある。

(参考文献)

金澤誠一(二〇〇九)『現代の貧困』とナショナル・ミニマム』

高菅出版

木村草太(二〇一三)『憲法の創造力』NHK出版新書

厚生労働省(二〇一四)『日本人の食事摂取基準(二〇一五年版)

策定検討会』報告書』

中澤秀一(二〇二三)「最低生計費調査の到達点―地方圏における

最賃とは』『大分大学経済論集』第七四巻第五・六号

中澤秀一(二〇二三)「最低賃金の全国一律一五〇〇円の根拠・意

義・展望―最低生計費調査からわかったこと』『日本の科学者』

Vol. 五八本の泉社

経済格差と食生活

女子栄養大学大学院

栄養学研究所

博士後期課程1年

高野真梨子

女子栄養大学教授

武見ゆかり

日本の相対的貧困率（等価可処分所得が貧困線に満たない者の割合）は、二〇一二年まで上昇を続け、その後やや減少したものの、二〇二二年では一五・七％と、一九八〇～九〇年代と比較して高い状況にある¹⁾。さらに、近年の地政学的要因による食品価格の上昇は家計の食料消費に影響を及ぼしていると推測される。本稿では、経済格差によりもたらされる栄養・食生活の質の格差について、食費の影響に触れながら、これまでの知見をまとめた。

1. 「健康の社会的決定要因」としての経済格差

経済格差は、人々の健康を形成する「健康の社会的決定要因（Social determinants of health）」の一つとされ

る²⁾。アメリカでは、収入や学歴などの社会経済的地域と死亡率に逆相関がみとめられ、この格差は一九六〇年から八六年にかけて拡大した³⁾。世界保健機関（World Health Organization; WHO）は、この健康格差に注目し、二〇一〇年の報告書で、「健康の社会的決定要因」として、健康に影響を及ぼす医療以外の要因を定義した⁴⁾。「健康の社会的決定要因」には、収入、学歴、職業等の社会経済的地位と、社会・経済政策等の社会経済的・政治的背景が含まれる。同報告書の中で、これらの要因が健康を決定するメカニズムとして、社会経済的・政治的背景が社会経済的地位に影響し、それが生活習慣や物理的な生活環境、及び心理社会的要因を介して健康状態に影響するという枠組みが提示された⁴⁾。

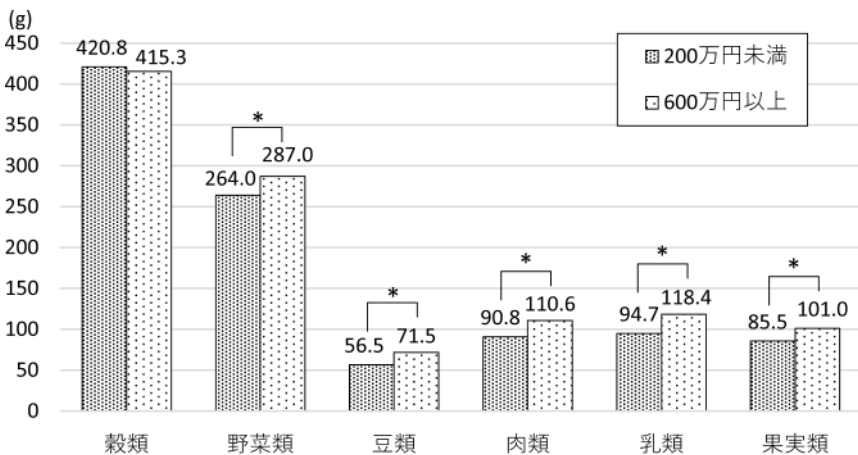
本稿で扱う食生活は、上記の枠組み中の生活習慣に含まれる。すなわち、社会経済的地位が食生活の質に影響し、健康格差を生じる。経済格差によって食生活の質が悪化する現状とそのメカニズムについて、食費の影響と食費以外の要因(認知的要因など)に着目して報告する。

2. 経済格差と栄養・食生活の質の実態

経済格差が栄養・食生活の質に関連することは、国内外で数多く報告されている⁵⁾。国内では、厚生労働省の平成30年国民健康・栄養調査において、世帯収入別に食物摂取の違いを検討している⁶⁾。この報告によると、バランスのよい食事のパターンである「主食(飯、パンなど穀類の料理)・主菜(魚、肉、卵、大豆製品を主材料とするたんぱく質源の料理)・副菜(野菜、きのこ、海藻、いもを主材料とする料理)」を組み合わせた食事⁷⁾が一日二回以上である頻度がほぼ毎日の者の割合は、200万円未満の者では三八・〇%と、世帯収入600万円以上の者五三・八%に比べ有意に低かった。食品群別摂取量では、世帯年収200万円未満の者は、600万円以上の者に比べ、野菜類、果実類、肉類、乳類など、摂取すべき食品の摂取量が少ないことが報告された(図1)。

経済的要因の把握方法では、客観的な世帯収入だけで

図1 世帯収入別にみた食品群別摂取量



*共分散分析にて有意差がみられたもの

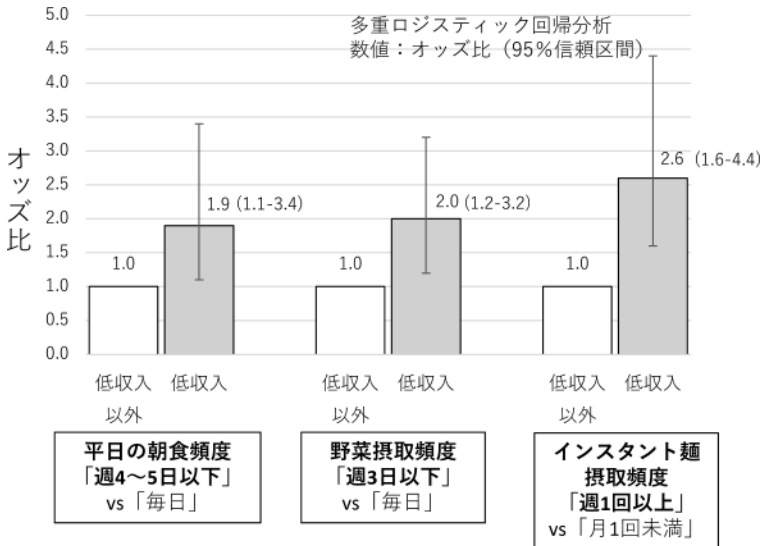
(平成30年国民健康・栄養調査より著者作成)

なく、主観的な暮らし向きを用いて把握した場合でも、食生活の質の格差がみられている。内閣府「食育に関する意識調査」データを用いた研究によると、暮らし向きにゆとりがある者に比べ、ゆとりがない者では、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」が一日に二回以上であるオッズ比が有意に低く、課題の大きいことが示された^{〔7〕}。

同様の格差は、子どもにおいても報告されている。小学五年生とその保護者を対象とした研究^{〔8〕}において、世帯収入が低い子どもは高い子どもに比べ、朝食の摂取頻度が「週四〜五日以下」、野菜の摂取頻度が「週三日以下」、インスタント麺の摂取頻度が「週一回以上」であるオッズ比が高かった(図2)。食品群別摂取量では、世帯収入が低い子どもは高い子どもに比べ、魚介類、緑黄色野菜、たんぱく質や複数のビタミン・ミネラルの摂取量が低いこと、この差は、給食のない日により大きいことが明らかとなった^{〔9〕}。

新型コロナウイルス感染拡大下では、全国一斉臨時休業等の影響により、子どものいる低収入の世帯では、食生活により大きな影響を受けたことが報告されている。小学五年生及び中学二年生の子どものいる世帯を対象とした研究^{〔10〕}では、緊急事態宣言期間中、低収入世帯ほどバランスのよい食事が一日二回以上であった者の割合

図2 世帯収入と児童の朝食・食品摂取頻度の関連



(論文〔8〕より著者作成)

が低かったことが示された。この要因として、「食材を選んで買う経済的余裕が少なくなった」と回答した者の割合は、最も収入が高い群三・二％に比べ、最も収入が低い群では三二・九％と有意に高かった。

3. 栄養・食生活の格差につながる食費の影響

このように、世帯収入が低い者は高い者に比べ、食事の質が良好でないことが国内外で報告されているが、この要因の一つとして、食品価格や食費の影響が挙げられる。海外では、食品の価格や栄養価を分析した研究において、エネルギー当たりの価格が高い食品ほど、望ましい栄養素が多く含まれることが示されている¹¹⁾。例えば、野菜類や果実類、魚介類は価格も栄養価も高い一方で、精製された穀類、油脂類、スナックなどは価格も栄養価も低かった。食事の観点からも、より健康的な食事は食費が高いとの報告も多くみられる。国民健康・栄養調査データを用い、食事記録調査によって把握した食物摂取内容に各食品価格を当てはめて食費を算出した分析では、食費が低いほど、豆類、野菜類、果実類、魚介類、肉類、乳類など、摂取が望まれる食品の摂取量が低く、穀類、卵類、油脂類の摂取量が高いことが示された¹²⁾。さらに栄養素摂取量では、食費が低いほど、たんぱく質、食物繊維、ビタミンやミネラルの摂取量が低く、炭水化

物の摂取量が多かった¹³⁾。世帯収入が低いほど一人当たりの食料支出も低い。このことから、世帯収入が低いほど、食事にかかる費用も低く、望ましい食品や栄養素の摂取量が乏しい食事につながっている可能性が示唆される。

4. 栄養・食生活の格差につながる食費以外の要因

経済格差がもたらす栄養・食生活格差を説明する要因は、食費だけではない。世帯収入の違いは、認知的要因を介して食生活の格差につながることも指摘されている。内閣府「食育に関する意識調査」データを用い、経済的要因と食に関する認知的要因の関連を検討した研究⁷⁾によると、食品選択で重視する点として、世帯収入二〇〇万円未満の者は六〇〇万円以上の者と比較し、「価格」を重視し、「おいしさ」「産地」を重視していないことが明らかになった。暮らし向きにゆとりがない者は、ゆとりがある者に比べ、「価格」「量・大きさ」をより重視し、「おいしさ」「鮮度」「産地」「栄養価」などの位置づけは低かった。食品選択・調理について今後身に付けたい知識においても、世帯収入二〇〇万円未満の者、暮らし向きにゆとりがない者は、「特になし」との回答が多かった。これらの結果から、世帯収入や主観的な暮らし向きが低い者は、価格以外のおいしさや栄養価

などへの関心が低く、知識の修得への意欲も低いことが示された。

経済格差と栄養・食生活の質の課題を解決していくには、食費などの経済的要因だけでなく、このような認知的要因も考慮する必要がある。栄養・食生活格差につながる食費以外の要因として、海外では、栄養に関する知識の欠如なども挙げられている¹⁵⁾。しかし国内では、社会経済的要因による栄養の知識や調理スキル等の違いに関する報告はほとんどないことから、更なる研究が求められる。

5. 栄養・食生活の格差是正に向けて何が必要か

経済格差による栄養・食生活格差を是正し、健康格差を縮小するにはどのような対策が求められるのか、既存の取り組みから今後必要な対策を考えたい。

まず、根本的な対策として、世帯収入の格差是正や就労状況の改善、健康的な食生活を送るために最低限必要な社会保障の実施といった、社会経済的・政治的な取り組みが挙げられる。食生活格差の是正に特化した経済的支援として広く知られているのは、アメリカの補助的栄養支援プログラム(SNAP)である¹³⁾。アメリカ人の約八人に一人が受給しているという大規模な支援である。一定の貧困基準を下回る低所得世帯に対し、カード

が支給され、食品を購入することができる。酒類等の嗜好品は対象外であるなど、購入できる食品の種類も考慮されている。一方、日本には、生活保護制度のように生活全般を経済的に保障する制度はあっても、食料品の入手に特化した全国規模の公的な支援制度はない。

国内の民間の取り組みとしては、近年、NPO法人等が運営するフードバンクが増加している¹⁴⁾。食品企業等から食品ロス削減を目的に食品が寄付され、子ども食堂や生活に困窮する消費者のもとへ届けられている。食品の原材料価格が高騰する中、食品ロスの削減がますます重要視され、国もフードバンク活動の強化を支援している¹⁶⁾。

このような経済的支援以外の方法で変容可能な、認知的要因や知識、スキル等の因子に着目すると、限られた食費の中で食品を選択し、健康的な食生活を送るためのスキルの向上を目的とした支援も重要である。そのためには、単発の教育的働きかけではなく、日常生活の中で継続的に望ましい食体験を蓄積できる場の構築が必要である。人々の食物選択や食行動に影響する個人的要因として、教育による知識や態度の形成とともに、食体験による条件づけ(子どもが家庭と一緒に食事をするうちに、いつの間にか親の食行動を模倣するようになることなど)が重要とされる¹⁶⁾。全国に広がる子ども食堂は、

まさにこうした子どもの食体験蓄積の場として重要な存在である。

また、劣悪な環境にあり多くの人々が課題を抱える中、同じ環境下でも課題を解消している人々を「ポジティブ・デビアント」と呼ぶが^[17]、このようなポジティブ・デビアントの存在をみつければ、こうした人々がどのように食品を選択し、調理や保存等の工夫をしているのか、そのために有している知識やスキルは何かをより詳細に分析していくことが挙げられる。低所得の成人を対象に食費と食物摂取状況の関連を検討したフランスの研究によると、望ましい栄養素を多く摂取しており、かつ食費はその他の者と比較しても高くなかった者がいたことが明らかとなっている^[18]。

6. おわりに

経済格差により、栄養・食生活の質に格差がみられることは、国内でも多く報告されている。その要因の一つとして、食費の影響があることから、近年の食料価格高騰は、この格差をさらに拡大させることが懸念される。いかなる経済状況にある者も望ましい食生活を実現するためには、物的・経済的支援と同時に、福祉施策や民間のフードバンク活動や子ども食堂の取り組みと連携し、限られた食費で適切に食品を選択し、調理する力を育む

ための食体験の場を増やすことが必要である。

(参考文献)

1. 厚生労働省：令和四年国民生活・基礎調査。 <https://www.mhlw.go.jp/foukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa22/index.html> (11011三年12月閲覧)
2. World Health Organization: https://www.who.int/health-topics/social-determinants-of-health#tab=tab_1
3. Pappas G, Queen S, Hadden W, et al. (1993) The increasing disparity in mortality between socioeconomic groups in the United States, 1960 and 1986. *N Engl J Med*, 329, 103-109.
4. World Health Organization: A conceptual framework for action on the social determinants of health. *Social Determinants of Health Discussion Paper 2*.
5. Darmon N, Drewnowski A. Does social class predict diet quality? *Am J Clin Nutr*. 2008;87(5):1107-1117. doi:10.1093/ajcn/87.5.1107
6. 厚生労働省：平成三〇年国民健康・栄養調査。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/punya/kenkou/kenkou_jiryuu/kenkou/eiyon/h30-houkoku_00001.html (11011三年12月閲覧)
7. 林 美美、武見 ゆかり、村山 伸子(11011五) 成人における経済的要因と食に関する認知的要因、食行動、および食のQOLとの関連。 *栄養学雑誌* 七三(二)：五一―六一。

8. 碓野佐也香、中西明美、野末みほ、他（二〇一七）世帯の経済状態と子どもの食生活との関連に関する研究。栄養学雑誌、七五（一）、一九一―二八。
9. Murayama N, Ishida H, Yamamoto T, et al. (2017) Household income is associated with food and nutrient intake in Japanese school children, especially on days without school lunch. *Public Health Nutrition*, 20 (16), 2946-2958.
10. Horikawa C, Murayama N, Kojima Y, et al. (2021) Changes in Selected Food Groups Consumption and Quality of Meals in Japanese School Children during the COVID-19 Pandemic. *Nutrients*, 10, 13(8), 2743.
11. Mailhot M, Ferguson EL, Drewnowski A, et al. (2008) Nutrient profiling can help identify foods of good nutritional quality for their price: a validation study with linear programming. *J Nutr*, 138, 1107-1113.
12. Okubo H, Murakami K, Sasaki S. (2016) Monetary value of self-reported diets and associations with sociodemographic characteristics and dietary intake among Japanese adults: analysis of nationally representative surveys. *Public Health Nutr*, 19 (18), 3306-3318.
13. The Center on Budget and Policy Priorities: Policy Basics: The Supplemental Nutrition Assistance Program (SNAP). <https://www.cbpp.org/research/policy-basics-the-supplemental-nutrition-assistance-program-snap>（二〇一三年一月閲覧）
14. 農林水産省：フードバンクの現状について。 <https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/syokuhin/recycle/foodbank/attach/pdf/discussion2020-7.pdf>（二〇一三年二月閲覧）
15. 農林水産省：フードバンク。 https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/foodbank.html（二〇一三年二月閲覧）
16. 武見ゆかり（二〇二二）社会および環境との関わりを考慮した行動変容の考え方、武見ゆかり・赤松利恵編：人間の行動変容に関する基本―効果的な栄養教育のための理論とモデル、医歯薬出版 pp. 三一一―三三六。
17. 神馬征峰（二〇一三）行動変容のためのポジティブ・デベエンス・アプローチ。日本健康教育学会誌、二二（三）、二五三―二六一。
18. Marty L, Dubois C, Gaubard MS, et al. (2015) Higher nutritional quality at no additional cost among low-income households: insights from food purchases of "positive deviants". *American Journal of Clinical Nutrition*, 102, 190-198.

高齢単身無職世帯の貧困と食料費

佐久大学人間福祉学部 唐鎌直義

はじめに

安倍政権下で断行された社会保障緊縮政策により、貧困高齢者の数が増え続けている。公的年金の引下げとマクロ経済スライドの厳格な適用が、ロシアによるウクライナ侵攻を契機とする世界的な消費者物価の上昇と相乗して、高齢者にボディブローのような生活苦をもたらしている。

昨年一二月、テレビ朝日は低年金高齢者の現下の生活苦を報道した。Aさん（七五歳、女性、元自営業者）は国民年金保険料を一〇年間しか納めていなかったため、受け取る年金額が夫婦二人で月額三万円。スーパーの配達の仕事にパートとして働き、月に一〇万円の報酬を得ている。ミネラルウォーターやビール等をケース単位で

運ぶことが多いので、七五歳の女性には重労働だ。それでも生活費が足りないので、時々息子から金銭的支援を受けている。

Bさん（八〇代、女性、民間アパートで一人暮らし）は少額の厚生年金があり、基礎年金と併せて月額八万円を受給している。女性の年金額としては中位である。それでも家賃の支払いが大変なので、節約生活を強いられている。電気代を節約するためにガラス窓の内側に古い段ボールを貼り付け、夏の遮熱対策、冬の防寒対策としている。洗濯も電気を使わないように全て「つけ置き洗い」。スーパーで野菜を買うのは「七七円均一セール」の時に、という涙ぐましい努力をしている。

Cさん（八二歳、女性）は家庭料理店を経営している。年金は月額一〇万円と低くないが、毎月の料理店の家賃

の支払いに全額消えてしまう。「この歳になってもこの店を止められない。いつまで身体が持つか」とTVカメラに向かって嘆息していた。

社会保障緊縮はイギリスでも保守党政権下で推し進められてきた。しかし、公的年金の減額・生活保護基準の引下げという愚挙・暴挙を実行に移した国は日本だけではないか。日本政府の政策には「高齢期の最低生活を保障する」という公的年金の本来の目的も理念も欠落している。遂行されているのは「高齢者雇用の促進」強化だけである。要するに「年金が下がって経済的に苦しければ、働いたらいい」という自己責任論の押しつけである。

欧米では高齢期は「ゴールデン・イヤーズ」と呼ばれてきた。仕事と家庭の責任から解放されて、自分がやりたかったこと、やり残したことを純粹に追求できる人生最後の幸福な一時期という意味である。それが可能になるのはきちんとした公的年金制度があつてのことである。日本ではゴールデン・イヤーズの老後を送れる高齢者は、今や急速に減少の一途を辿っている。

本稿では「高齢单身無職世帯」の経済生活の変化を追うことにより、高齢者の貧困の現状を明らかにする。

1. 高齢者の貧困を可視化する

日本にはどのくらいの数の貧困高齢者が存在するの

か、推計を試みる。表・1は「六五歳以上の高齢者のいる世帯」について、世帯形態別に世帯員数を想定し「実質的生活保護基準」を貧困測定基準に用いて、貧困高齢者世帯数、貧困高齢者数、貧困率を推計し、六年間の変化として示したものである。

高齢者のいる世帯(計)では二〇二一年現在、二三・一%が実質的生活保護基準以下の生活を送っている。日本中の高齢者のいる世帯のおよそ四軒に一軒が貧困である。なかでも「女の単独世帯」と「男の単独世帯」「単親未婚子の世帯」で貧困率が平均値を上回っている順に五二・三%、三六・〇%、二五・六%。反面、「三世帯世帯」で貧困率が最も低くなっている(九・八%)。これは、高齢者が稼働している子ども家族と同居している場合は、貧困に陥りにくいということを意味している。正確には、高齢者の貧困が子どもの稼働収入によって覆い隠されるということである。家計は世帯単位で営まれるものと想定されているからだ。

一九七五年を転機として、わが国では核家族世帯数が三世帯世帯数を上回るようになった。その傾向は一貫して続いている。今では一人暮らし高齢者、高齢夫婦の二人暮らしは老後の世帯形態の多数派である。日本の公的年金制度は加入者個人を給付対象としているが、冒頭に掲げたAさんの事例のように、高齢者個人の最低生活を

表 - 1 65歳以上の高齢者のいる世帯の貧困率等の変化(2009年、2015年、2021年)

	貧困率(%)			貧困世帯数(万世帯)			貧困高齢者数(万人)		
	2009年	2015年	2021年	2009年	2015年	2021年	2009年	2015年	2021年
男の単独世帯	33.4	41.6	36.0	42.9	81.1	95.5	42.9	81.1	95.5
女の単独世帯	56.1	55.9	52.3	187.6	240.1	249.8	187.6	240.1	249.8
夫婦のみ世帯	20.7	18.1	13.7	124.0	135.4	133.3	223.1	243.7	239.9
単親+未婚子の世帯	27.3	27.9	25.6	38.0	49.9	54.9	38.0	49.9	54.9
夫婦+未婚子の世帯	16.5	18.1	12.6	38.7	51.7	39.5	69.7	93.1	71.1
三世帯世帯	8.2	11.0	9.8	38.8	31.8	23.6	58.2	47.7	35.4
その他の世帯	16.3	17.3	14.4	36.7	41.5	35.3	36.7	41.5	41.5
高齢者のいる世帯計	25.2	↗ 26.3	↘ 23.1	506.7	↗ 631.5	→ 631.9	656.2	↗ 797.1	→ 788.1

- 注1) 貧困測定基準(実質的生活保護基準): 1人世帯年収160万円、2人世帯同226万円、3人世帯同277万円、4人世帯同320万円。
- 注2) 単独世帯と夫婦のみ世帯以外の各世帯類型の平均世帯員数の想定: 単身+未婚子世帯とその他の世帯の平均世帯員数を2.0人、夫婦+未婚子世帯の平均世帯員数を3.0人、三世帯世帯の平均世帯員数4.0人と想定して測定した。
- 注3) 単独世帯と単親+未婚子の世帯以外の各世帯類型の高齢者数の想定: 夫婦のみ世帯、夫婦+未婚子の世帯の平均高齢者数を1.8人、三世帯世帯の平均高齢者数を1.5人、その他の世帯の平均高齢者数を1.0人と想定した。
- 資料) 厚労省『国民生活基礎調査』(平成21年版)所得票の第85表、世帯票の第82表、同(平成26年版)所得票の第99表、世帯票の第82表、同(令和元年版)所得票の第109表、世帯票の第107表より作成。https://www.e-stat.go.jp>stat-search>files

2. 高齢期貧困生活の実相に迫る

本稿では紙幅の関係から、以下「高齢単身無職世帯」を分析対象とする。表-1の「男の単独世帯」と「女の

保障していない。本質的に、子ども家族と同居している高齢者の「こづかい+ α 」(α 部分は人によって大きく異なる)を保障しているに過ぎない。社会の変化につれて家族は変貌せざるを得ないのに、公的年金制度が想定する老後の家族像は戦前の家制度の存続を前提としている。統一協会と自民党のアナクロニズム・シンクロナイゼーションは起こるべくして起こった事象なのだ。

二〇〇九年から二〇二一年にかけて貧困率は若干変動しているが、高齢人口の急増を受けて貧困高齢者世帯数と貧困高齢者数は増加傾向にある。二〇二一年現在、前者六三一万一千世帯、後者七八八万一千人と推計される。二〇二一年度の六五歳以上高齢者の数は三、六四〇万人であるから、人員でみた貧困率は二一・七%となる。日本の高齢者の五人に一人が貧困である。これに対して、現に生活保護を受けている高齢者世帯の数は九〇万八、八三四世帯(その九二・一%が単身世帯)しかない。貧困高齢者世帯の中のわずか一四・四%が救済されているに過ぎない。貧困な高齢者世帯の八五・六%は「見えない貧困」と化している。

単独世帯」が主たる対象である。貧困な高齢単独世帯は男女合せて世帯数、人員数ともに三四五万三千世帯、三四五万三千人と推計され、貧困高齢者世帯の五四・六%、貧困高齢者の四三・八%を占める。貧困高齢者の約半数は単独世帯で占められているのだ。「高齢夫婦無職世帯」も貧困世帯数と貧困高齢者数が二番目に多いので分析対象とすべきだが（貧困率自体は一三・七%と低め）、これは別稿での課題としたい。

(1) 高齢単身無職世帯の主な家計費目の変化

表・2は、高齢単身無職世帯の主な家計費目(名目値)の変化を見たものである。総務省「家計調査年報」のデータを加工したが、分析中にこのデータの客観性・信憑性について疑義が生じたので、その点について予め述べておきたい。それは高齢単身無職世帯の実収入の中の社会保障給付(ほぼ公的年金と考えてよい)が二〇一六年から二〇二一年の六年間に月額で七、七七五円(年額で九万三、三〇〇円)上昇している点である。六年間にこれだけの年金給付額の引上げが行われたということになる。実際に若干の引上げはあったが、これほどの額にはならない。

なぜこういう数値が導かれたのか。その原因は、対象世帯の抽出に作為的な操作が行われたからだと考える。

その根拠は、最下欄の(参考)に示した高齢単身無職世帯の持ち家率の異常な高さ(八四・五%)にある。内閣府「高齢社会白書」によれば、高齢単身世帯の持ち家率は二〇一八年現在、六六・二%となっている。家計調査との間には一八ポイントもの大差がある。高齢者世帯の中で最も持ち家率が低いのが単身世帯である。一般に持ち家の高齢者の方が借家住まいの高齢者よりも所得水準が高い。持ち家の高齢単身世帯のデータを多く集めた結果、社会保障給付の引上げ額が高くなったのではない。記帳能力の点で貧困世帯のデータは集めにくいと言われている。それでも総務省には対象世帯の現実を極力正しく反映するデータの収集義務が課せられている。

高齢単身無職世帯の実収入に比べて、実支出と消費支出は実収入を大きく上回っている。恒常的な赤字家計である。純貯貯金は二〇一九年以降プラスに転じているので、家計の赤字は預貯金の取崩しではなく、クレジット購入による支払いの延期もしくは借金で賄われている。クレジット購入の場合、翌月に銀行口座から引き落とせなかった時は、自動的にリボ払いに移行し、その金利は年率一五%である。ゼロ金利の時代にこれほど高額の利子が存在すること自体、信じられない。高齢者が過去に消費者金融等から金を借りたことで不当に高い利子を払

高齢単身無職世帯の貧困と食料費

表 - 2 高齢単身無職世帯の主な家計費目(名目)の変化(2016年、2019年、2022年)
(単位:円、2016年=100)

	実 数			指 数			増減額 (2022・2016)
	2016年	2019年	2022年	2016年	2019年	2022年	
I. 実収入	122,607	126,500	134,915	100	103	110	12,308
1. 財産収入	1,513	2,365	3,771	100	156	249	2,258
2. 社会保障給付	113,721	118,274	121,496	100	104	107	7,775
II. 実支出	155,545	150,533	155,495	100	97	99	-50
1. 消費支出	143,460	138,623	143,139	100	97	100	-321
①食料	36,003	35,477	37,485	100	98	104	1,482
②被服・履物	4,219	3,608	3,150	100	85	75	-1,069
③家具・家事用品	5,288	5,573	5,956	100	105	113	668
④住居費	12,299	13,110	12,746	100	106	104	447
⑤光熱・水道	12,622	12,973	14,704	100	103	116	2,082
⑥保健医療	8,041	8,469	8,128	100	105	101	87
⑦交通・通信	12,166	12,672	14,625	100	104	120	2,459
⑧教育	11	50	0	100	454	0	-11
⑨教養娯楽	17,384	16,015	14,473	100	92	83	-2,911
⑩交際費	19,491	15,527	17,893	100	80	92	-1,598
2. 非消費支出	12,085	11,910	12,356	100	98	102	271
①直接税	6,882	5,993	6,660	100	87	97	-222
②社会保険料	5,185	5,909	5,625	100	114	108	440
III. 実支出以外の支出							
1 純預貯金	-20,070	3,668	5,594	-100	18	28	25,664
2 保険掛金	5,176	3,687	3,266	100	71	63	-1,910
3 クレジット購入返済	6,928	8,017	13,385	100	116	193	6,457
<参考>							
1. 可処分所得	110,522	114,590	122,559	100	104	111	12,037
2. 家計黒字額	-32,938	-24,033	-20,580	-100	-73	-62	-12,358
3. 世帯主年齢	76.2歳	77.1歳	77.2歳				
4. 持家率	83.7%	84.4%	84.5%				
5. 世帯年収	147.1万円	151.8万円	161.9万円				

資料) 総務省『家計調査年報』ホームページ掲載の各年度別データより作成。

った場合、それを取り戻すための「過払い金」相談のコーナーがテレビで連日流されている。多数の大手法律事務所が目をつけてくるほど、高齢者のクレジット購入、消費者金融利用は常態化していることが窺える。

この六年間に実収入は上昇したが、実支出と消費支出は停滞・微減傾向にある。なかでも教養娯楽費と交際費、被服履物費の減少が大きい。反面、光熱・水道費、交通通信費は増加している。食料費、住居費、保健医療費に大きな変化はない。これはつまり、公共料金（社会的固定費目）が引上げられたことにより、自らの生命の維持に必要な費目（肉体再生産費目）を確保するために、社会生活に必要な費目（社会的体裁維持費目）が節約されたということである。これは单身高齢者の他者との接触機会が減る結果を招く。これでは高齢单身無職の高齢者は、政府が推奨する「共助」「互助」のシステムから徐々に退場せざるを得ない。「地域包括ケアシステム」の構築も、その足元は辺野古の軟弱基盤と同様にグラグラである。

消費の節約によって、預貯金の減少と家計赤字の増加を防止しようとする姿勢が強まっている。これは高齢单身無職世帯の場合、もともと実収入それ自体が実質的生活保護基準を下回るレベルなので、家計収支そのものを縮小均衡化する動機が強く働いたためである。

(2)消費者物価指数でデフレイトしてみる

表・3は、六年間の消費者物価指数（CPI）の変化を反映させた実質値で、高齢单身無職世帯の家計収支の変化を捉え直したものである。CPIの変化は表・4に掲げてあるので参照されたい。

実質値で捉え直した場合、名目値で見た場合よりも実収入、社会保障給付（年金給付）の上昇幅が小さくなっている。特に社会保障給付の場合、六年間で実質二、七七八円の微増に止まっている。物価上昇が名目値の上昇を目減りさせたからである。

反面、実支出、消費支出ともに減少幅がかなり大きくなっている。消費節約は肉体再生産費目である食料費にまで及んでいる。冒頭に掲げたBさんの事例のように、実質的にはこの六年間に高齢单身無職世帯の食料消費は節約されていた訳である。たまにスーパーを訪れると、明らかに売れ残りと思われる少し黄ばみかけた野菜等を低価格で売るコーナーが設けられている。低年金の高齢者が買っていくのかも知れないと思ったが、そうとも言い切れない気がする。

夜九時半頃、翌朝のヨーグルトを買いにコンビニに行った。殆ど人はいなかったが、レジに向かうと一人の瘦せた中年女性が食パン一斤を買い、代金を五円玉と一年

高齢単身無職世帯の貧困と食料費

表 - 3 高齢単身無職世帯の主な家計費目（実質）の変化（2016年、2019年、2022年）
（単位：円、2016年=100）

	実 数			指 数			増減額 (2022・2016)
	2016年	2019年	2022年	2016年	2019年	2022年	
I. 実収入	122,607	124,093	129,378	100	101	106	6,771
1. 財産収入	1,513	2,320	3,616	100	153	239	2,103
2. 社会保障給付	113,721	116,023	116,509	100	102	102	2,788
II. 実支出	155,545	147,668	149,113	100	95	96	-6,432
1. 消費支出	143,460	135,985	137,264	100	95	96	-6,196
①食料	36,003	34,578	34,507	100	96	96	-1,496
②被服・履物	4,219	3,579	3,029	100	85	72	-1,190
③家具・家事用品	5,228	5,545	5,487	100	106	105	259
④住居費	12,299	13,123	12,537	100	107	101	238
⑤光熱・水道	12,622	11,884	11,871	100	94	94	-751
⑥保健医療	8,041	8,214	7,915	100	102	98	-126
⑦交通・通信	12,166	12,558	15,532	100	103	128	3,366
⑧教育	11	50	0	100	455	0	-11
⑨教養娯楽	17,384	16,089	13,797	100	92	79	-3,587
⑩交際費	19,491	15,765	19,795	100	81	102	-304
2. 非消費支出	12,085	11,683	11,849	100	97	98	-236
①直接税	6,882	5,879	6,386	100	85	93	-496
②社会保険料	5,185	5,797	5,394	100	112	104	209
III. 実支出以外の支出							
1 純預貯金	-20,070	3,598	5,364	100	118	127	25,434
2 保険掛金	5,176	3,617	3,132	100	70	61	-2,044
3 クレジット購入返済	6,928	7,864	12,836	100	114	185	5,908
＜参考＞							
1. 可処分所得	110,522	112,409	117,529	100	101	106	7,007
2. 家計黒字額	-32,938	-24,499	-19,735	100	74	60	-13,203
3. 世帯主年齢	76.2歳	77.1歳	77.2歳				
4. 持家率	83.7%	84.4%	84.5%				
5. 世帯年収	147.1万円	148.9万円	155.3万円				

注) 消費支出とそこに含まれる費目以外の全ての費目に関しては、消費支出（総合）の物価指数で計算した。
資料) 総務省「家計調査年報」ホームページ掲載の各年度別データより作成。

表 - 4 消費者物価指数の変動 (2016年=100)

費目分類	ウェイト	2016年	2019年	2022年
総 合	100.00	100.0	101.94	104.28
①食料費	26.26	100.0	102.60	108.63
②被服・履物費	3.53	100.0	100.82	103.98
③家具・家事用品費	3.87	100.0	100.51	108.54
④住居費	21.49	100.0	99.90	101.81
⑤光熱・水道費	6.93	100.0	109.16	123.86
⑥保健医療費	4.77	100.0	103.10	102.69
⑦交通・通信費	14.93	100.0	100.91	94.16
⑧教育費	3.04	100.0	99.54	92.65
⑨教養娯楽費	9.11	100.0	102.76	104.90
⑩諸雑費	6.07	100.0	100.69	100.79
内) 他の諸雑費	2.33	100.0	98.46	90.39

注1) 交際費の物価指数は別掲されていないが、諸雑費のなかの「他の諸雑費」に交際費が含まれているので、「他の諸雑費」の物価指数を交際費の物価指数とした。

注2) ウェイトは2022年度のを参考に掲げた。

資料) 総務省「消費者物価指数」より。https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/nen/index-z.htm

玉で支払っていた。一七〇円ほどであったが、支払う側も受け取る側も一年玉を延々と数えていた。かなり長い時間待った。支払いが済んだ女性は、少し離れて後ろにいた私に気づくや否や、顔を背け、逃げるように走り去った。その瞬間「この国は何という国なのか」と暗澹たる気持ちになった。どんな境遇にあるのかは分からない。それでも、人間にこんな思いをさせる社会が長く存続していいはずがない。人の少ない時間帯を選んで訪れた女性の思いを踏みにじった気がして、落ち込んだ。私を見てはいけないうるものを偶然見てしまったのである。

また、私が勤める大学では年に数回、近隣の企業の支援を受けて食料品の無料配布を行っている。そこに大勢の在校生が並んでいる。「苦学生」という言葉は死語ではなくなくなったのだ。かつて新聞紙上で「格差は良いとも悪いとも言える」と語った有名な貧困研究者がいる。しかし、格差の底辺が貧困に侵食されている時、「良い格差」などあっていいはずがない。竹中平蔵の頭の中だけに止めておいて欲しい。特に若者の貧苦には社会の未来そのものが先細りするような逼迫感を覚える。貧困研究者であるにもかかわらず社会的に成功したこの研究者は、「平等」とりわけ「機会の平等」が持つ普遍的な価値を深く理解していないのだ。

本筋に戻る。実質値で見ると、交通通信費の支出増大

が極立っている。その理由は交通通信費の物価下落が大きかったからである。携帯電話の値下げ競争の影響が反映されているのだろう。EU諸国に比べると日本の携帯利用料は法外に高いと言われてきた。それが一時期のソフトバンクの栄華を築いた理由である。もっとも利益の大半は既にアメリカに渡ってしまったと聞く。

反面、教養娯楽費と被服履物費、光熱水道費の節約が顕著である。冒頭に掲げたBさんの事例のように、原発の廃炉等を理由とする光熱水道費の高騰が実質消費額の低下を招いている。本来、社会的固定費は下方硬直性が高い。固定費と呼ばれる所以である。それにもかかわらず実質消費額が低下しているのは、ある意味、高齢単身無職世帯がいま非常事態にあることを告げているのかも知れない。

総じて、名目値で指摘した状況が、実質値ではより深刻な状況として現われている。高齢単身無職世帯の経済生活は好転するどころか、逼塞の度合いを深めている。

まとめに代えて

バブル経済崩壊後、日本の社会保障・社会福祉は、高齢者の貧困に対処しないまま、見直しの段階へと向かった。それを後押ししたのは「負担力ある高齢者」論である。これは高齢者世帯の平均所得を平均世帯員数で割っ

て「一人当たり平均所得」を算出し、勤労者世帯のそれと対比させ、高齢者世帯の一人当たり平均所得が勤労者世帯の一人当たり平均所得と同等もしくはより高い水準にあるから、高齢者関係の社会保障・社会福祉の給付水準を引き下げても構わないし、高齢者の諸負担を増やしても構わない、という主張である。

こうした過去からの経緯（貧困高齢者の無視・軽視）が現在の貧困高齢者の増加に大きく寄与していると考えられる。家族や地域社会のあり方が大きく変貌するなか、高齢者が貧困に陥るのをかろうじて防いできた社会資源がかつてなく乏しくなった現在では、いわゆる「中間層」として暮らしてきた人々でも高齢期に至って「下流老人」へ転落する危険性が高まっている。高齢者の貧困は「古くて新しい問題」であり、日本の社会保障制度の本質的な問題点（再分配機能の弱さ、最低保障機能と格差是正機能の弱さ）を映し出す鏡である。

貧困子育て世帯の食生活

—母子世帯に着目して—

東京大学東洋文化研究所 上田 遥

1. はじめに

もう明日から食べるものがない、子どもに食べさせるため、私の分を削るしかない——新聞を開けば、シングルマザーの窮状を訴える記事が目に見える。筆者の「母子世帯食生活調査」もこうした問題意識から出発したが、メディアが伝える情報では「食の貧困」という実態の一面面しか捉えていないということに気づかされた。

調査を開始した二〇二二年時点、シングルマザーの食生活研究も徐々になされるようになっていたが、いずれも政府統計を使って遠くから把握しようとするものばかりであった。どうして当事者の声を直接聞いて、食生活の実態をもっと深く掘り起こそうとしないのか。そうした歯がゆさから生まれたのが「母子世帯食生活調査」で

ある。

この調査は、東京・阪神・名古屋の支援団体と協力しながら、都市圏のシングルマザー五三名にインタビュー調査（各二〜三時間）や栄養調査を行い、その実態やニーズを包括的に明らかにしたものである。調査は数ヶ月に及んだが、これほどの規模の質的調査は、食生活研究にかぎらず、あまり前例のないものである（表1）。研究成果は逐次発表してきたが、国内外の複数の雑誌に及び、なかなか全体像を捉えづらいうこともあろうから、本稿ではその概要を総括して紹介することとしたい。詳しくは元文献を参照いただければ幸いである。

本稿のお題は「貧困子育て世帯」であるが、筆者の研究の制約から、シングルマザーに議論を限定する。とはいえ、シングルマザーの苦境は、母親が食事作り負担を

表1 「母子世帯食生活調査」の対象者属性 (53名)

母親年齢	20歳台	30歳台	40歳台	50歳台
本調査	1.9	47.2	45.3	5.7
基準値	7.8	30.2	48	11.5
末子年齢	0-5歳	小学1-3年	小学4-6年	中学以上
本調査	45.3	22.6	15.1	15.1
全国平均	16.1	14.5	16	41.5
最終学歴	高卒	専門卒	短大卒	大卒以上
本調査	30.2	3.8	18.9	47.2
全国平均	44.8	4.9	14.2	11.5
職種	専門・技術	事務	サービス	その他
本調査	26.4	41.5	17	15.1
全国平均	20.4	23.5	22.3	11.4
就業形態	正規	非正規	自営業	その他
本調査	49.1	41.5	7.5	1.9
全国平均	44.2	48.4	3.4	40
等価可処分所得	100万未満	100-200万未満	200-300万未満	300万以上
本調査	5.7	26.4	54.7	13.2
全国平均	30.9	48	14.9	6.4

註1) 基準値は厚労省「全国ひとり親世帯等調査(平成28年度)」を参照。

不平等に引き受けている二人親世帯にもある程度敷衍化できるだろう。また、多くの貧困研究者が「もっとも調査研究が必要なところに手が届かない」と嘆くように、本調査でアクセスできた経済貧困者(各都道府県の最低生活費基準)は全体の一七%(九名)にとどまる。シングルマザーの「約二人に一人」が貧困とされる全国的な状態には到底及ばず、本対象者よりも一層困窮度の高い経済的貧困が存在するという事実は肝に銘じておきたい。ただし、貧困ではない母子世帯も二人親世帯に比べれば、かなり厳しい経済的状态にあることも、また事実である。なお紙幅の制約上、以下では母子世帯母親を「シンママ」、母子世帯を「シンママ世帯」と略称で統一することをお許しいただきたい。

2. そもそも「食の貧困」をどう捉えるか

二〇一〇年代頃から、政策文書や社会的議論のなかでも「食生活の格差」や「食の貧困」という概念が登場するようになったが、どうも曖昧にされている。実態が不明であることも一因だが、こうした概念の理論的基礎まで深められていないことが根本的な課題である。現在「食料・農業・農村基本法」改正をめぐる議論のなかで、「食料安全保障(food security)」も重要概念とされているが、その剥奪状態であるフードインセキュリティと「食

の「貧困」がどう関連するのかもほぼ議論されていない。

筆者は、その理論的根拠を潜在能力アプローチ (capability approach) におき調査を進めてきた。潜在能力とは、各人が自ら価値をおく生活 (well-being) を達成するための自由 (機会・能力) である。well-being はそのままでは曖昧な概念であるが、それを構成する様々な状態・活動 (機能functioningsという) の束として具体化できる。財(所得、食料など)を機能に変換してwell-being 達成につなげるには、様々な変換要因がかかっているが、この変換要因の結合関係が個人の人のおかれる環境の「多様性」を表す。大事なことは、倫理的評価の対象を、機能達成(結果)や財の多寡ではなく、この潜在能力の水準におき、その發揮構造を明らかにすることである(各概念関係はのちにみる図1を参照)。

貧困とはこの潜在能力が剥奪された状態をいう。同様に「食の貧困 (food poverty)」とは「社会的に許容できない水準まで食潜在能力が剥奪された状態」である。

「食の貧困」概念が曖昧なのは、当該社会において、食潜在能力の対象である「善き食生活」をどう捉えるか、さらには「社会的に許容できない水準」とはどの程度か、もっと具体的にいえば一日何食以下であれば、一食何分以上であれば剥奪といえるのかなどが判然としないからである。言い換えれば「食の貧困」を考えるには、私た

ちはどう食べていけばよいかに関する社会的合意の形成が不可欠なのである。

こうした規範的議論だけでは前に進まないから、本調査では「食事回数(欠食)」「食事場所(外部化)」「食事時間帯(規則性)」「食事の長さ」「共食者(孤食)」「調達場所」「食材の品質」「食の楽しみ」「食事内容」「栄養水準」という一〇個の評価次元をあらかじめ設定し、シママにおける各次元の規範(どの程度の達成を望むか)と実態(実際の達成水準)を分析することとした。

最後に、「食の貧困」と「食料安全保障」の概念関係を整理しておこう。食料安全保障(およびフードインセキュリティ)は、その評価次元が「食料供給量」のみから「アクセス」や「利用」へと拡大するようになったことは周知の通りである。その点では、財から潜在能力へ」という理論的發展とリンクしている(というよりも潜在能力アプローチ自体がその理論的根拠となった)。

ただし「食料アクセス」を改善して食生活の何(いかなる食機能)を達成するかは不問のままである。また、食事回数(欠食)や共食などは、食料アクセスの改善だけではそもそも達成できない食機能である。言い換えれば「食料安全保障」のFAO定義における「活動的で健康的な生活(an active and healthy life)」の内実への問いが欠落しているのが、現在の食料安全保障をめぐる議

論である。後述するように、シンママ世帯においては、こうした食料アクセス以外の部分でも多くの剥奪が起きているのである。

もし仮に「食料安全保障⇨食潜在能力」と理論的に位置付け直すことができればよいが、現状のフードインセキュリティ（概念・評価測定）はどれだけ食料を確保できるかに焦点が寄りすぎているため、ひとまず「食の貧困」と区別しておきたい（上田二〇二三a）。

3. 貧困シングルマザーの食生活

以上の議論をふまえれば、「経済的貧困者の食生活」と「食の貧困」を峻別しなければならないことに気づくだろう。残念ながら、このちがいは現状なかなか認識されていない。私たちの直観（これも戦後型貧困観に囚われているからであるが）とそぐわない面が出てくるからである。

「食の貧困」とは様々な変換要因の影響を受ける食潜在能力水準にかかわるものであり、経済的要因は（どれだけ重要であっても）その一部である。もっといえば、経済的に裕福であっても、長時間労働など他の要因により「食の貧困」に陥ることがある。逆にいえば、経済的貧困ではあっても、高い水準の調理能力や栄養知識を持っていれば、豊かな食生活を達成できるチャンスはあ

る。だからこそ「経済的貧困者の食生活」とは区別される必要がある。以下でみるのは経済的貧困状態にあるシンママ九名の食生活であるが（Ueda 二〇二三a）、これを早急に「食の貧困」と同一視するのはしばらく待っていたきたい。

貧困シンママは、まずその前提条件からして不利な状況におかれている（表2）。九名中三名は離婚前のDVや離婚後の圧倒的な生活不安を原因とした精神疾患（統合失調症、うつ病）を抱えていた。これが食事作りの動機を挫き、またその反対に、食事をめぐる諸問題が精神疾患をさらに悪化させることもある。また、六名は子どもが発達障害、自閉症、不登校など何らかの課題を抱えていた。このうち発達障害児の食行動の特徴に「偏食」があり、これが母子の食生活を大きく制約することとなる。

第二に、時間的制約がもたらす影響の二面性である。

客観的な時間制約と主観的な時間制約は必ずしも一致しない。本調査でも、客観的時間制約が大きくないにもかかわらず、主観的には「忙しい」とする者が三名いた。これが一方では、時間的余裕がないと感じているため食事作りの動機を制約する。しかし他方で、客観的には帰宅時間が早いいため、規則正しい時間に子どもと一緒に食事をとりやすいなど、母親の食生活に二面的な影響を及

表2 貧困シングルマザー（9名）のプロファイル

年齢	家族構成	等価所得	仕事
A 44歳	子12歳（不安障害）	71万円	自営業 （web制作）
B 47歳	子13歳（発達障害） 子11歳	80万円	非正規（事務職） 副業（事務職）
C 35歳（統合失調症）	子12歳 子11歳、子8歳	150万円	正規（事務職）
D 45歳	子19歳（勤労者） 子14歳（自閉症） 子13歳（自閉症） 祖父母（退職者）	161万円	非正規（農業） 副業（サービス）
E 52歳（うつ病）	子18歳、子13歳 子10歳（ダウン症）	96万円	非正規（内職）
F 44歳	子14歳（発達障害） 子12歳（発達障害）	152万円	非正規（事務職） 副業（事務職）
G 48歳（うつ病）	子14歳 子12歳（アトピー）	155万円	非正規（介護）
H 38歳	子3歳	153万円	自営業 （web制作）
I 46歳	子16歳 子14歳（不登校）	156万円	非正規（販売）

註1）個人情報保護の観点から調査圏・児童の性別など一部のデータを割愛。

註2）等価所得（等価可処分所得）。参考として東京都の貧困線は167万円。

ぼすこととなる。そのため、「貧困シングルマザーは、複数の仕事をかけもちしており時間的制約が大きい」という理解は、少なくとも食生活分析においてはやや一面のすぎる。急いで補足するが、シングルマザーが正規雇用・長時間労働できず、収入が低くとどまって経済的貧困を容易に抜け出せずにいる背景には、先にみた母親自身の健康や子どもの課題（発達障害、不登校など）がある。「働きたくないから、働いていない」わけでは決していないのである。

さて、本調査の分析は食事回数から栄養水準まで一〇個の評価次元にわたるが、紙幅の制約上から、以下では食事内容を中心に叙述したい（表3）。

朝食については、おにぎりやパンで簡単に済ます「主食単品」が四名いた。その理由も「時間が無い」「朝はポーとしたい」「手間をかけたくない」「朝はだらだらしたい」と様々であり、「食料が足りない」からではない。シンママの高い欠食率はこれまでも指摘されてきた通りだが、本調査でも朝食欠食は三名に及んだ（さらに昼食で一名）。本調査では規範（本当はどう食べたいか）も尋ねたが、二名は「一日二食（欠食）」を理想とし、それは「お腹が空いていないから」とした。食料不足で一日三回「食べられない」というよりは「食べたくない」から欠食するのである。

表3 貧困シングルマザーの食事内容

朝食	昼食	夕食
A 欠食	ご飯 夕食残り（例：かぼちゃ煮付）	ご飯（もしくは焼きそば） 味噌汁
B トースト 果物 ヨーグルト コーヒー	おにぎり（夕食残りのご飯）	配布弁当： ご飯 グラタン、焼売、春巻 トマト、キャベツ
C 欠食	外食の定食 （例：ご飯、漬物、味噌汁 豚カツ、茶碗蒸）	ご飯 味噌汁 主菜（例：豚肉と野菜炒め） 副菜（例：かぼちゃグラタン） サラダ
D 欠食	カップ麺（またはご飯） 夕食残り（例：煮物） 朝食残り（例：肉団子）	*外食（職場・社食の残り）： ご飯、漬物 味噌汁
E トースト 牛乳 コーヒー	欠食	ご飯 味噌汁、トマト お惣菜（例：コロケ） 朝食残り（例：きんぴらごぼう）
F 卵かけご飯 水	手作り弁当： ご飯 朝食残り（例：卵焼き、豚角煮） 味噌汁（インスタント）	ご飯 ハンバーグ スープ ポテト
G ご飯 味噌汁 卵（または小魚） 漬物	手作り弁当： ご飯 卵焼き 夕食残り（例：鶏肉唐揚げ） ブロッコリー、トマト	ご飯 味噌汁 夕食残り（例：焼鮭） サラダ
H おにぎり 茶	ご飯 夕食残り（例：ナス味噌炒め）	丼ぶり（例：納豆ご飯） 惣菜（例：コロケ） 副菜（例：甘藷煮物）
I パン カフェオレ	配達りの弁当： ご飯 揚げ物（例：カキフライ） 野菜（例：キャベツ）	ご飯 惣菜3品 （例：唐揚げ、揚げ物、野菜）

註1) 「(調査日の) 昨日」の食事内容だが、典型的内容であることも確認済みである。

とはいえ、これは本来の理想ではなく、諸要因の存在によって「適応」した理想である可能性もある。元トラックドライバのDさんは、朝食欠食の理由を「もともと食べる習慣がないですね。いつが朝かわかんなくなるんです、トラックに乗っていると。朝発もあれば夜発もあるし、時間が本当にバラバラで」といい、食欲を「適応」させる契機として不規則な労働があったことが語られている。Dさんのみならず、統合失調症のCさんも「結構波があって、考え出すと全然ねえなくて、ご飯も食べなくなる」ことに悩み、発達障害の子どもを抱えるFさんも「子どもが不登校になって、自分のこと(朝食)は後回し」と語る。こうした容易に変えがたい要因に阻まれて「一日三食」という食機能が達成できずにいるのであった。

昼食では、朝食のように「主食単品」ほどではないが「主食おかず」型にとどまることが多い(五名)。その背景には二つの心理がある。一つは、Hさんが「一人なので時間をかけたくない」と語るような自己への関心の低さ、Bさんが「自分が食べるくらいなら、子どもにも有機野菜でも買う方がいい」という自己犠牲の心理である。もう一つは、Hさんが昼食を「残り物処分」と位置付けるように、六名の昼食には前日の夕食や当日の朝食(子ども用)の残り物がおかずとして並んでいた。

夕食は「主食汁物おかず」四名、「主食汁物」二名、「主食おかず」三名とやや豊富になるが、これには夕食内容に対する高い規範(「汁三菜」五名、「主食主菜副菜」四名)の影響がある。理想の母親像ともリンクするこうした理想の高さは、現在の夕食に対する不満足の原因にもなる。とりわけ「品数の少なさ」(四名)や「栄養バランスの欠如」(二名)が課題とされていた。なお、栄養水準は自記式食事歴法により評価したが、九名中五名は「要改善」とされる栄養素項目が四個以上にわたるなど栄養水準が低く、三名は支援の配布弁当やスーパの惣菜(揚げ物が多い)など食の外部化への依存度が高かった。二名は後述するように大きな家計的制約と子ども偏食の二重苦のため、栄養バランスのとれた食事を作れずにいた。

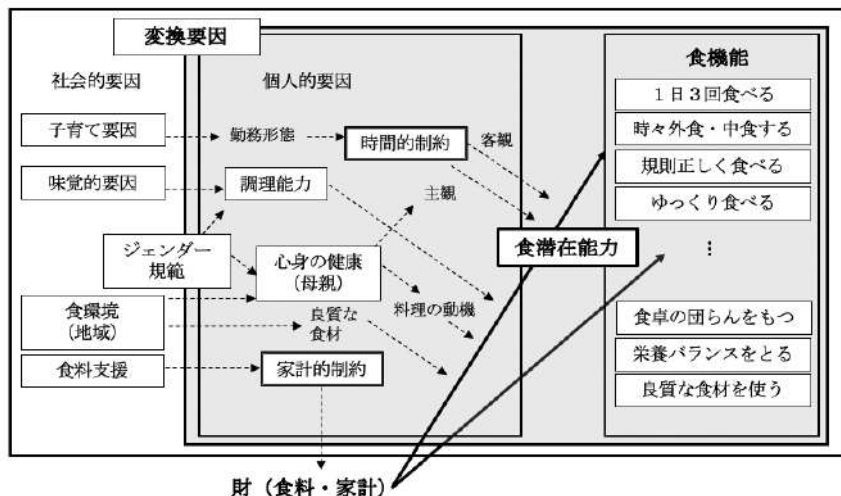
食材を豊富に買えないという「家計的理由」とならび決定的な阻害要因とされたのが、子どもの「偏食」である。Hさんは「子どもが偏食で何を作ったらいいかわかりません。保健師や栄養士にも相談しましたが、『まあ時期ですから』と言われるだけ……本人が食べたいものだけにしてます。作っても食べないし、もったいないの」と語り、Gさんも「好き嫌いがすごい。教育関係の人に聞くと『こういう時期もあるよ』とは言うけど……あの子は食をポイコットします。ポテチやジュースだけ

で過ごしたり、ご飯も食べない。コミュニケーションもとれない。作ったので廃棄もしたくない、食生活って喧嘩ばかり。母子家庭特有だと思えます、お父さんがいたら注意してくれるはずなので」と嘆く。

ここに述べられる「偏食」は単なる好き嫌いではなく、子どもの健康や口腔発達にも影響を及ぼしかねない重度のものである。発達障害児の場合、偏食は自然に改善させることが難しく「時期」の問題に帰するのは適切ではない。またシンママ世帯では、成人の食べ手が母親以外にいないため、消費量がそもそも限られ、家計的制約が大きいことと相まって、品数を増やすことができず、母親自身の食生活水準を大きく制約する。その典型的な表現が「味噌汁」である。要改善項目に「塩分(過剰)」がある五名は、いずれも味噌汁を毎日一―二回摂取していた。好んでそうしているわけではなく、家計的制約、廃棄回避(残り物野菜処理)、子どもの偏食(生野菜不可)、特別な調理能力を要求しないこと(自身の調理能力が低いこと)など、多くの理由で味噌汁生活を余儀なくされていた。

その一方、「昼間は親が不在だったので、小学校低学年から少しずつ覚えて自分で作っていた」というCさんのように、高い調理能力があれば一汁三菜程度の夕食を日々準備できる場合もあった。経済的貧困と食潜在能力

図1 貧困シングルマザーの「善き食生活」達成構造と影響要因



註1) 各要因・作用機序についてはUeda (2023 a) を参照。

の貧困は、やはり区別される必要がある。

本稿では書き尽くせないが、食事内容以外の側面でも食潜在能力の剥奪が発生していた。貧困シンママにとって「食の貧困」とは十分に食料がないことではない。時には外食したい、子どもと団らんしながら食べたい、新鮮で旬の食材を使って料理をしたい——そうした社会的に当たり前とされる食生活を望んでも達成できずにいること、不達成の程度やリスクが一般世帯よりも高いことが現代の「食の貧困」である。また上記でもすでに述べたように、こうした食潜在能力の剥奪は、「家計的要因」のみならず、「時間的要因」「母親の心身健康要因」「子育て要因（発達障害など）」「味覚的要因（偏食）」「ジェンダー規範（理想の母親像）」「調理能力的要因」「食料支援」「地域の食環境」など様々な変換要因の作用で起こされるものである（図1）。家計的要因がその他の要因を縛っている側面もあるが、これらはひとまず区別して考える必要がある。そうしなければ、Cさんのように比較的高い水準の食生活を送る貧困シンママの存在を説明できない。

4. 食潜在能力を確保する「食料政策」へ

上記は、シンママ世帯の食生活実態のほんの一部分でしかない。いくつか関連する課題を列挙しながら、ある

べき食料政策についての提言を行い、本稿を結びたい。

第一に、貧困シンママ（九名）と非貧困シンママ（四名）の食生活はどう異なるのか。結論からいうと、両者の間にそこまで大きなちがいはない。たしかに、貧困シンママにおける欠食率の高さや品質要求の低い食材などいくつかの差異は示唆されたが、不利な前提生活条件（母親の健康問題など）や食生活全体における剥奪状況は、そのまま非貧困シンママにも一定程度敷衍化することができる（上田 二〇二三b）。今後は、父子世帯や共働き世帯（そのうちの貧困世帯）も調べて比較考量する必要がある。フランスの食料政策がそうしているように「食の貧困の多様な実態把握」を食料政策の一つとするべきである（上田二〇二三c）。

第二に、「食の貧困」の評価手法の開発と継続的モニタリングである。筆者は、潜在能力アプローチとそれを基礎にした多次元貧困測定法（Alkire-Foster手法）を用い、多次元型の「食の貧困」を測定する手法を開発してきた。本調査データを用いた筆者の試算によれば、欠食、外部化〇回、孤食、品質や食の楽しみの不達成など各次元の剥奪閾値を設定し、そのうち三個以上の剥奪がある場合を「食の貧困」状態と定義したとき（重篤度も加味）、「食の貧困」者は五三名中一六名（三〇％）に及んだ。内訳をみると、六名（表2中A D E F G H）の経

経済的貧困者が含まれており、たしかに経済的貧困と「食の貧困」は密接に関連していることがわかる。一方で、経済的貧困にあるわけではないが、健康問題保持者（ダイエット含む四名）、長時間労働者（二名）、そうした類型に収まらない者（三名）も同程度の「食の貧困」状態にあることが明らかになった（Ueda 二〇二三b）。

経済的貧困者のみに焦点化する食料政策では（それ自体は重要であるが）、経済的貧困ではない「食の貧困」への対応が後回しになってしまふ。そうした対応は食料政策のみならず雇用政策・子育て政策とも関連しており、抜本的な省庁間連携が求められる。

第三に、貧困・非貧困にかぎらず、シンママ世帯にはいかなる食料支援が必要であるか。本対象者のうち、フードバンクや支援団体から物資援助を得ている者は半数（うち定期利用者はその半分）にとどまり、またシンママの抱える状況への無理解が「傷つく支援」になっている実態も明らかになった。まずは、質の拡充（生鮮品の提供など）も含めながら、フードバンクを中心とした物の支援を大幅に拡大する施策が必要である。

しかし、現代の「食の貧困」とは、食潜在能力の奪奪が共食や楽しみなど広範な範囲にわたる相対的な性質をもつ。これらを解決するには、リスク集団を対象とした食育・料理教室・農作業体験、家事代行、子ども食堂な

ど、サービス面での施策拡充も不可欠である（上田二〇二三d）。現在の法改正議論では、物的支援の方に議論が偏りがちだが、食潜在能力を確保するための食料支援は、物資面とサービス面を「両輪」とする体系で構築しなければならない。

引用文献

- 上田遥（二〇二三a）「食料安全保障」理念を徹底化した食料政策『農業経済研究』九五（三）
- 上田遥（二〇二三b）シングルマザーの食生活規範と実態…経済的貧困者・非貧困者の特徴に着目して『フードシステム研究』三〇（四）
- 上田遥（二〇二三c）フランスにおける食料政策…「食の貧困」政策を中心に『フードシステム研究』三〇（二）、五三―六八
- 上田遥（二〇二三d）食生活支援の実態と今後の課題『フードシステム研究』二九（四）、二四三―二四八。
- Ueda, H. (2023a) Multidimensional food poverty: Evidence from low-income single mothers in contemporary Japan. *Food Ethics* 8(13), 1-24.
- Ueda, H. (2023b) Measurement of food poverty as capability deprivation in high-income countries: Operationalisation with single mothers in Japan. *Asia Pacific Journal of Clinical Nutrition* 32(4), 383-391.

子どもの貧困と学校給食―意義と課題―

跡見学園女子大学マネジメント学部教授

鷹がん 咲子

1. はじめに

我が国の戦前の学校給食は、欠食児童・貧困児童救済を目的に限定的に開始されたが、戦中・戦後は多くの子ども栄養状態を改善する必要性に迫られ、普遍的制度として発展した。本稿では、このような歴史的経緯から学校給食の意義を確認し、現在の子どもの貧困対策に資する上での課題について考えたい。

2. 学校給食の歴史的経緯

我が国の学校給食は、一八八九（明治二二）年に山形県鶴岡町（現在の鶴岡市）の僧侶による私立学校であった忠愛小学校で貧困児童を対象に無償で行われたのが発祥であると言われている¹⁾。一九二二（大正一一）年に

文部省が行った学校給食実施調査では、全国一三校までに「学事奨励」「貧困児救済」を目的に民間の寄付で行われている給食が報告されている²⁾。

このように初期の学校給食は、経済的に恵まれない児童生徒、欠食児童を対象としていたが、大正に入ると栄養面が併せて考慮されるようになった³⁾。一九二三（大正一二）年の関東大震災後、東京では、被災した下町の小学校を対象に翌年から、民間の募金を原資に給食が行われた。その後、東京の給食は、海外からの支援金で設立された日本栄養協会に運営が引き継がれ、一九四二（昭和一六）年度まで、小学校以外にも一部の中学校、女学校を含め、延べ一八六万人以上に給食を供給した⁴⁾。

全国的にも、一九三四（昭和四）年度には二〇四校、二一、六三八人と給食の実施が増えたが、給食の内容は

様々で、経費の負担者も地域により市町村等の自治体、学校、保護者と異なっていた。

我が国で国庫補助による貧困児童救済のための学校給食制度ができたのは、満州事変の翌年一九三二(昭和七)年の不況対策からである。当時は凶作と世界恐慌下の貧困による子どもの欠食が全国的に増加して社会問題となっており、欠食児童に給食を実施して小学校の就学義務を果たさせようとした。

その際、文部省は、あからさまな貧困救済として給食を受ける子どもに負い目を与えないようにすることを強調し、虚弱児を養護する必要として給食の対象となる児童を選ぶよう現場に指示し、多くの子どもの栄養状態が悪い中、学校も給食を与える児童の選別に苦慮した。

関東大震災後の東京における給食を指導した佐伯矩(ただす)栄養研究所長も、欠食児童のみに対する給食は児童に対し精神的に良くない影響を与えるために、全校児童に給食を行い、その有料給食中に欠食児童を含むのが最も良いとする意見書を文部大臣に提出した。

国庫補助は欠食児童一〇万人の食費分だけだったが、実際には佐伯の意見に沿って、約三八万人、一万一千校(昭和七年度)を対象に給食が実施された。その費用は、国庫補助が約七割、残りが道府県、市町村、その他寄付、被給食者負担で賄われた。昭和一四年度には全国約二一

五万人、一万三千校を対象に実施された。

戦時中は、生活物資の統制(管理)強化、戦災、学童疎開によって学校給食は休止状態になった。戦後は、食糧事情の悪化の中、児童の栄養改善の見地からパン・脱脂粉乳など連合会からの援助物資によって都市部の小学校を中心に無償で再開された。一九五一(昭和二六)年にGHQの援助が打ち切られると費用の保護者負担が導入されるとともに、給食費未納者が増加し、また給食費の負担が困難な地域では給食の打切りも生じた。

さらに一九五三(昭和二八)年は、水害、冷害の発生により、弁当を持って来ない子ども、いわゆる欠食児童が数十万人にもものぼり、学校給食の法制化を望む声が一

3. 学校給食法の制定と就学援助制度

一九五四(昭和二九)年に、主に小学校を対象として「学校給食が児童の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであること」にかんがみ、学校給食の実施に關し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実を図ることを目的¹⁰⁾として学校給食法が制定された。当時、教室に貧富の格差を持ち込んで子どもを悲しませることのないように、皆同じものを食べることが学校給食の意義であると考えられていた¹¹⁾。

学校給食法制定当時に、準要保護児童に対する給食費補助が課題になっていた。生活保護法によって国から給食費補助をうけている家庭の子どもが要保護児童と呼ばれ、かろうじて生活保護法の適用を受けなければならず、実際において給食費の支払いは不可能であるという家庭の子供が要保護に準ずるという意味で準要保護児童と呼ばれた。

一九五六（昭和三二）年の法改正によって、学校給食が戦後義務教育となった中学校などに拡大されるとともに、準要保護者に対する給食費の国庫補助制度が創設された。これが現在の就学援助制度につながる。

4. 就学援助制度の限界

今日でも就学援助や生活保護により給食費の支援を受けている小中学生は、全国で約一三〇万人（二〇二一年度）おり、これは、公立小中学生の一四・三％に相当し、平均すると七人に一人が給食費等の支援を受けていることになる。

この就学援助や生活保護による支援を受けている小中学生の割合は、リーマンショック後の二〇一一年度の一六％をピークに、毎年下がりに続いている¹²。しかし、二〇二〇年からのコロナ不況下において、子育て世帯のうち収入が少ない世帯ほどコロナの影響によって世帯収入

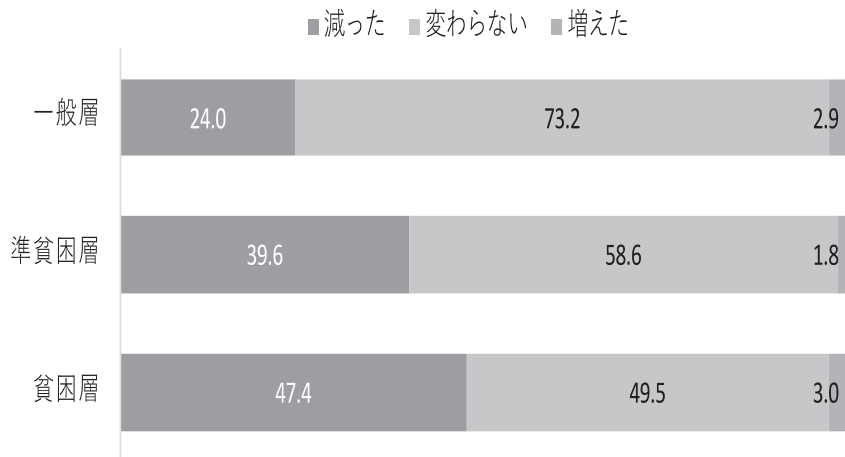
が減っていることが明らかになった（図1）¹³。

さらに、世帯の収入が「中央値の二分の一未満」の貧困層と呼ばれる世帯でも、就学援助の利用申請をしていない世帯が三四・八％もいる¹⁴。利用しない理由は、「制度の対象外だと思う」七七・三％、「手続きがわからなかったり利用しにくい」七・二％、「利用したいと思わない」五・二％、「制度を知らなかった」三・一％となっている（図2）。

就学援助を受けられる世帯の基準は各市町村が独自に定めているが、貧困層を対象外とするケースは考えにくい。制度の周知不足や制度を利用することへのためらいが、就学援助が利用されないこと的主要原因となっている。「入学時及び進級時に就学援助を周知している市町村の割合」は、「子供の貧困対策大綱」¹⁵の指標であるにもかかわらず、八二・三％（二〇二二年度）にとどまっている。

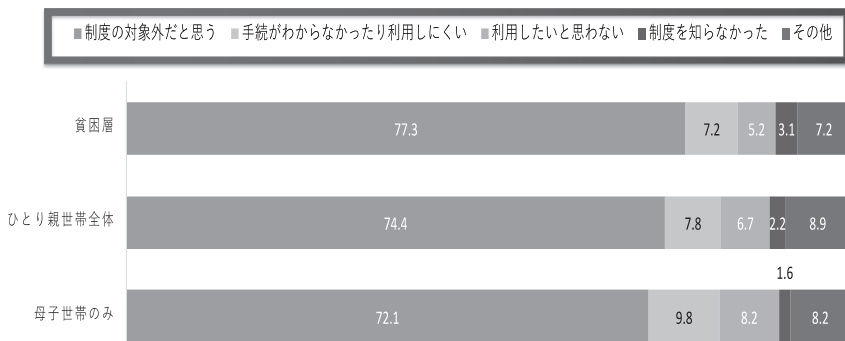
かつて、欠食児童を対象に限定的に始まった学校給食は、給食を食べる限られた子どもに貧困児童というレッテルを貼ったり負い目を与えたりしないよう苦慮した。同様に、現在は生活に困窮する家庭に給食費等を限定的・個別的に支援する就学援助が、制度の周知不足や制度を利用することへのためらいなどから、コロナ不況下でも必要な子どもに届かないという、制度としての限界を

図1 コロナの影響による世帯収入の変化



(出所) 内閣府 (2021) 「子供の生活状況調査」

図2 就学援助を利用しない理由



(出所) 内閣府 (2021) 「子供の生活状況調査」

迎えている¹⁶⁾。

5. 広がる給食無償化

給食無償化は、二〇一〇年度以前には全国わずか六町村にすぎず、過疎化・少子化に悩む人口規模の小さな自治体が子育て世帯の転入を期待して行っていた。その後、コロナ禍の一斉休校時の二〇二〇年度に給食費を全額または一部無償にした自治体は一一五市区町村を越え、無償化の目的も普遍的な保護者の経済的負担の軽減、子育て支援に重点が置かれるようになった。

義務教育であっても塾などの費用を除いて、公立小学校に通うだけで一人年間約一〇万円、公立中学でも約一七万円もかかる。そのうち給食費は、年間四万円以上を占め、子育て家庭にとって軽い負担ではない。

二〇二二年には、自治体の自主財源以外の給食無償化財源として、既存の国の地方創生臨時交付金に加えて、地方創生臨時交付金に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が追加された。二〇二二年度に給食費を無償にした自治体は四五市区町村と全国の約三割に及ぶ¹⁷⁾。食料費高騰の中で給食の質を維持するために、給食費を値上げするか、無償化するかに、自治体の対応は二分されている。

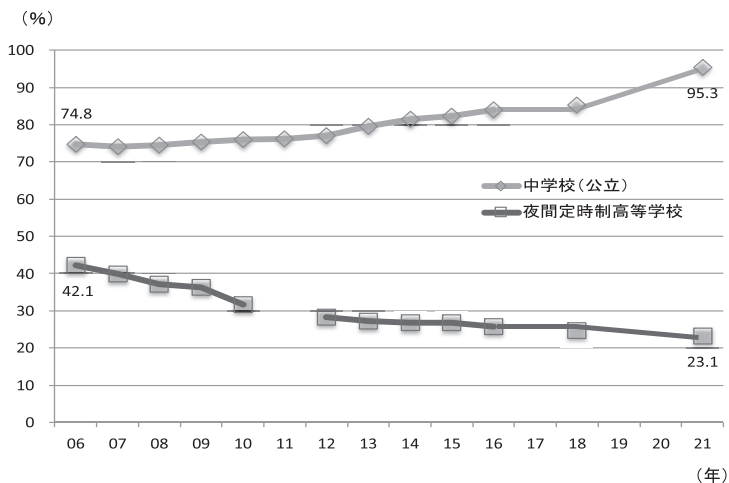
6. 給食実施対象の拡大を

学校給食法の制定以降、公立学校における完全給食実施率（人数比）は、公立小学生九九・八％、公立中学生は九五・三％に上昇した¹⁸⁾。しかし、佐賀・兵庫・岩手・京都・滋賀・神奈川の各府県の公立中学生に対する完全給食実施率は八五％以下に留まり、全国で約一四万人の中学生が完全給食を食べることができない状態にある。国として給食無償化を進める前提として、中学校の完全給食未実施の解消も対応を急ぐべき課題である。

中学校での給食実施は、横浜市長選などの選挙の争点の一つともなり、実施率が上昇してきたが、夜間定時制高校生への給食は喫食率の低下とともに実施率が年々低下している（図3）。これは、定時制高校での給食費の支払いがプリペイド（前払い）方式の採用が多いことが関係している。アルバイト代などで給食費を自分で払うことが多い高校生は、一食分をコンビニでパンやおにぎりを買うことはできても、まとまった金額を前払いすることが難しいためである。

定時制高校生に限らず、高校生全体の給食へのニーズも高い。高校生のニーズを聞いた東京都の調査で、「学校における無料の給食サービス」への希望は、困窮層で八二・七％、周辺層で七三・六％、一般層でも六七・二

図3 完全給食実施率の推移（人数割合）

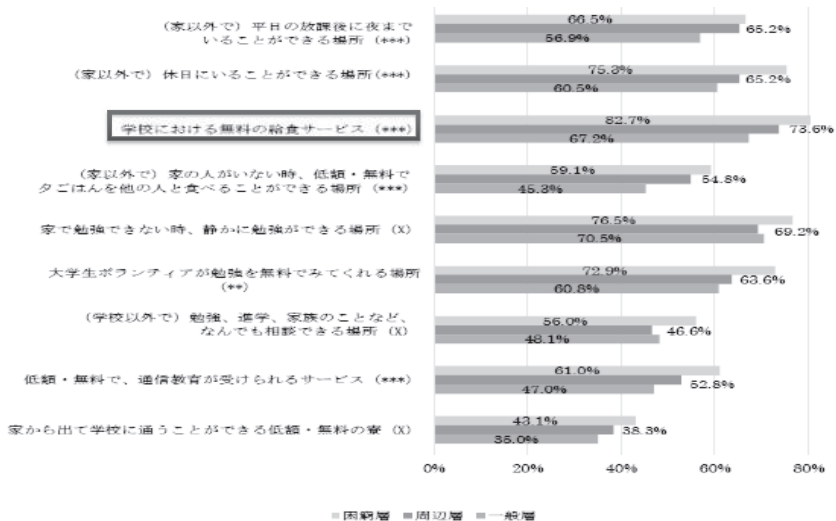


(注) 中学校は、公立のみ。

2011年度調査は、東日本大震災の影響で岩手県、宮城県及び福島県が除かれているため、データ数の少ない夜間定時制高校のデータは除いている。

(出所) 文部科学省「学校給食実施状況調査」各年度版より作成。

図4 サービス・場所の利用希望（16-17歳）



(出所) 東京都（2017）「子供の生活実態調査」

%であり、困窮層・周辺層の高校生のニーズとして、選択肢の中で最も高かった(図4)。実際に、北海道の過疎地や本州の島にある公立高校に、小中の給食センターから配食している例がある¹⁹。北海道立大樹高校では、「フードデザイン」の授業で高校生が考案した給食を小中学生に提供する試みも行っている。

また、夏休み中の学童保育での昼食についても、従来の保護者任せの弁当持参ではなく、給食センターから配食している例がある²⁰。兵庫県明石市では、中学校給食実施をきっかけにコミュニティセンターで高齢者も給食を食べることができ、事業を開始している。少子化が進み、小中学生だけでは給食の対象者が減少するが、無償化のみならず高校生などにも対象を拡大することが検討されるべきである。

7. 韓国の経験から

オーガニック給食の実施で注目されることが多い隣国、韓国の学校給食は、中学よりも先に高校の給食が普及した。大学受験のため、韓国の高校生は夕食の時間まで学校で勉強するが、昼夜二食の給食を学校で食べる場合も多い。小中の給食の無償化が先行したが、二〇二一年度から多くの地域で高校生の給食も無償となった。

日本では、一九八〇年代の行政改革の中で効率が重視

され、給食の民間委託やセンター化が進んだ。食材費高騰の中で、委託業者が倒産し、突然給食が中止となる事態も生じている。韓国では、給食の質の向上を求めて、オーガニック無償給食を実現する運動の中で、各自自治体で給食調理の直営化も図られた。

8. おわりに

格差社会の中で、コロナ危機や食材費高騰に直面し、子どもの食の格差も拡大している。歴史を振り返ると、災害など大きな社会的危機に見舞われた際に、子どもの食を保障するために学校給食が発展してきたことがわかる。

申請主義による個別的支援である就学援助制度が周知不足や制度を利用することへのためらいなどから十分に機能しない今日、給食費未納の子どもが給食を食べられないという事態を避けるためには、無償化は必然といえる。さらに、給食へのニーズは小中学生だけに留まらない。まずは高校生への給食実施が検討すべき課題である。韓国の直営調理を基本とする高校までのオーガニック無償給食の実施は、我が国が参考にすべき点が多いと考えられる。

参考文献

- 馬咲子「教育無償化に向けて—韓国の新環境給食の無償化を踏まえて—」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第三四号、二五—三七頁、二〇二二年
- 馬咲子『給食費未納 子どもの貧困と食生活格差』光文社新書、二〇一六年
- 馬咲子『子どもの貧困と教育機会の不平等 就学援助・学校給食・母子家庭をめぐって』明石書店、二〇一三年
- 1 文部省・日本学校給食会『学校給食の発展』第一法規出版、一九七六年、二頁。
 - 2 萩原弘道ほか『実践講座学校給食第一巻歴史と現状』名著編纂会、一九八七年一〇月、一三—一五頁。
 - 3 文部省ほか・前掲注1、四頁。
 - 4 萩原ほか・前掲注2、12、一六—一九頁。
 - 5 文部省ほか・前掲注1、八頁。
 - 6 「文部省訓令第一八号学校給食臨時施設方法」『官報』第一七〇八号、一九三二（昭和七）年九月七日。
 - 7 「学校給食臨時施設方法に関する件」文部省普通学務局『児童就学奨励概況』一九三三年、三九頁。
 - 8 佐伯矩「学校給食に関する意見書」林勇記『学校給食の新研究』有朋堂、一九四五年、一四頁。
 - 9 文部省ほか・前掲注1、一〇—一二頁。
 - 10 法律第一六〇号（昭和二十九年六月三日）。
 - 11 第一九回国会閉会参議院文部委員会学校給食法案に関する小委員会会議録第一号（昭和二十九年八月九日、一頁など）。
 - 12 文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数の推移」二〇二二年。
 - 13 内閣府「子供の生活状況調査」二〇二二年。
 - 14 同上。
 - 15 「子供の貧困対策に関する大綱」二〇一九年閣議決定。
 - 16 文部科学省「平成二八年度学校給食費の徴収状況に関する調査の結果について」二〇一八年によれば、公立小中学生全体の〇・九％給食費未納と推計されたが、その後の国による調査は行われていない。
 - 17 「日本農業新聞」(二〇二三・二・二二)。
 - 18 文部科学省「令和三年度学校給食実施状況等調査」二〇二三年。学校給食には、「完全給食（ミルク、おかず、主食）」、「補食給食（ミルクとおかずのみ）」、「ミルク給食（ミルクのみ）」、「給食無し」の四種類がある。
 - 19 石川県立志賀高校、愛媛県立今治西高校伯方分校、北海道立大樹高校、北海道立新十津川農業高校など。
 - 20 埼玉県越谷市、福井県越前市、島根県益田市など。

アメリカ・カリフォルニア州における米・米加工品市場の動向(1)

―干ばつからの稲作の回復と展望―

茨城大学 西川邦夫

1. はじめに

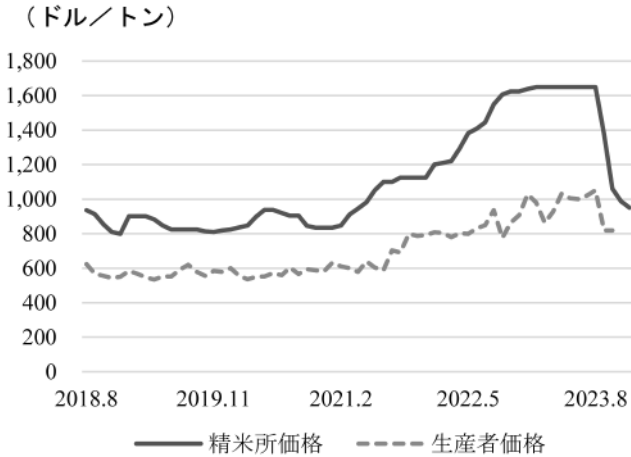
二〇二三年は日本からの商業用米の輸出が大きく増加した年となった。農林水産省によると、一〇月までの輸出数量は二九、八四三トンに達し、前年同期比七、〇六二トン(三一%)の増加となった。中心となったのは北米向けであり、アメリカへの輸出数量は五、三六八トン、前年同期比二、〇三三トン(六一%)の増加、カナダへは一、一九五トン、前年同期比九五六トン(十四〇%)の増加であった。上記二ヶ国で同期間の増加数量の四二・三%を占めている¹⁾。

日本から北米への輸出が大きく増加した要因の一つは、北米における短・中粒種の最大の産地である、アメリカ・カリフォルニア州(以下、「加州」とする)で干

ばつが発生していたことである。同州では二〇二〇年から二〇二二年にかけて過去最悪の干ばつに見舞われ、米生産は大幅に減少した。二〇二二年の加州における小売店頭価格では、加州産米が日本産米を上回る状況も出現した(全国農業協同組合中央会(二〇二二)、p. 一一)。日本からの輸出の増加は、加州産米の不足によって生じた市場の間隙を埋めるものだったのである。

一転して、二〇二三年は豊水年となり、米の生産も急激な回復が見込まれる状況となった。価格も急激に下落し始めている。第1図は、加州内での月別の生産者価格、および精米所価格(卸売価格に相当)の推移を示したものである。精米所価格を例にとると、二〇二二年販売年(Marketing Year、当年八月〜翌年七月)中は一トンを当たり、六五〇ドルの過去最高水準を維持していたが、

第1図 カリフォルニア州における精米所価格と生産者価格の推移



資料：United States Department of Agriculture Economic Research Service (USDA ERS), *Rice Outlook*、
 による。生産者価格は毎年12月号のデータを用いた。
 注：いずれも精米価格である。もみ米から精米への換算率は69%で計算した。University of California Agricultural
 Issues Center (1994)、5、を参照。

二〇二三年産米が出回り始めた二〇二三販売年の九月以降に急激に下落し、一二月には九五〇ドルと干ばつ前の二〇一九販売年の水準に戻った。一見すると、加州産米をめぐる状況は干ばつ前に戻ったかのようであるが、金利引き上げや優先水利権 (Senior water rights) の見直しをめぐる議論の展開等、米産業に対して負の影響を与え得る、新しい状況の変化も進展している。

そこで本稿では、干ばつを挟んだ加州稲作の直近の動向を検討する。本稿の分析は、公刊統計、および農業者や農業者団体に対する聞き取り調査 (二〇二三年一月実施) にもとづく。そのうえで、日本からの米輸出にも大きな影響を与える、加州の稲作の今後を展望したい。

2. 干ばつ前後の加州における稲作の変化

(1) 干ばつの概況と農業への影響²⁾

加州では一九七〇年代以降に五回の大規模な干ばつが発生しているが、二〇二〇年から二〇二二年の三年間にわたった今回の干ばつは過去最も深刻であったとされる。期間中の降水量は二〇世紀平均の六三%にとどまる一方で、気温が一・七度高かったために地上からの蒸散量がこれまでよりも増加したためである。

加州においては、表層水や地下水に対して設定された水利権の保持者に水の自由な処分を委ねているが、干ば

つ時には州水資源統制評議会 (State Water Resource Control Board; SWRCB) が取水制限 (water right curtailment) を実施することができ、取水制限は水利権の強弱に応じて段階的に行われていく。優先水利権に先駆けて、まずは劣後水利権 (junior water rights) に対する制限が行われる³。二〇二一年においては、サクラメント・サンホアキン川デルタ (Sacramento-San Joaquin River Delta) 、ロシアン川 (Russian River) 、クラマス川 (Klamath River) (特に支流のスコット川 (Scott River)) とシヤスタ川 (Shasta River) の各流域で取水制限が発令され、五、七〇〇名の水利権保持者 (二一、五〇〇の水利権) が表層水の取水を制限された⁴。二〇二二年にも取水制限が再度実施された。後述するように、SWRCB の前身組織である州水資源委員会 (State Water Commission) が成立した一九一四年二月十九日以前に設定された優先水利権 (pre-1914 water rights) は、SWRCB の規制の対象にはならないと考えられてきた。しかしながら、二〇一五年の干ばつ以降は優先水利権もSWRCBによる取水制限の対象となっている⁵。

優先水利権に依存している農業への水供給量は、干ばつ前年の二〇一九年と比べて、最も深刻だった二〇二二年において二一・七%減少した。干ばつによる水供給量の減少が最も大きかったのが、表層水の減少を地下水の

くみ上げでカバーできなかった⁶。サクラメント川流域地域であり、減少割合は二一・六%に達した。サクラメント川流域は、稲作の産地であるサクラメント・バレーに当たる。州内の農業・農業関連産業の付加価値額の減少は二〇・二億ドル (一五・九%) に達し、特に食品製造業に対する打撃が大きかった。

水利権保持者に対する取水制限に対しては、農業サイドとそれ以外で異なる評価がされている。農業サイドには、州政府が希少水生生物が息息する河川等への十分な用水の供給、すなわち環境用水への供給を優先したため、農業に対する供給が過大に削減されたとの不満が残っている⁷。それに対して、非農業サイドからは、気候変動の影響で将来的に頻発が予想される渇水に備えるために、柔軟な水配分の変更を妨げている優先水利権に対する規制を強化すべきという主張もある⁸。後者の主張をもとにした法案が、現在州議会で審議されていることは後で詳しく検討する。

(2) 稲作の変化

干ばつによる農業への打撃は品目によって異なった。サクラメント・バレーにおいて、水を大量に使用する稲作は、生産の大幅な縮小を余儀なくされた品目である。第1表は、干ばつ期間中の加州稲作の変化を示した

アメリカ・カリフォルニア州における米・米加工品市場の動向(1)

ものである。干ばつ前の二〇一九年の生産量一三四・五万トンに対して、二〇二二年には七〇・七万トンへ四七・五％減少と、ほぼ半減したことが分かる。この間に単収は三・六％しか低下していないため、生産量の減少はもっぱら作付面積の減少（四九・一％減少）によることも分かる。輸出量は二〇二一年において六〇・四万トンと前年比一三・七％減少となったが、二〇二二年はさらに減少していることが予想される¹⁰。なお、短粒種を生産量の減少が八・一％に抑えられていることが目を引く。日本や韓国のミニマムアクセス向けに固定需要が存在するため、作付が維持されたことを示唆している。

第2表は、郡別に二〇一九年と二〇二二年の作付面積の変化を示したものである。加州における中心的な米産地はビュート郡 (Butte)、コルサ郡 (Colusa)、グレン郡 (Glenn)、サッター郡 (Sutter) である。このうち、特に作付面積の減少が大きかったのはコルサ、グレン、サッターの各郡であり、ビュート郡は一、五〇〇ha程度の減少にとどまった。

増減の程度の違いは、各郡の地理的位置と水の供給機構による。第2図は、加州において水利用者に直接配分する水利区の所在関係を示したものである。コルサ郡とグレン郡はサクラメント・バレーの西側に位置する。国営の水源開発事業である、セントラル・バレープロジェクト

第1表 干ばつ期間中の加州稲作の変化

単位：ha、kg/10a、円/60kg、トン

	作付面積	単収		生産費			生産量		輸出量
		平均	短粒種	合計	短粒種	短粒種			
2019年	203, 557	814	670	2, 649	1, 345, 056	74, 171	642, 269		
20	209, 222	782	616	2, 435	1, 422, 783	87, 253	700, 247		
21	164, 707	811	668	3, 300	1, 163, 786	82, 808	604, 484		
22	103, 600	785	664	5, 028	706, 502	68, 139	—		
2019-22年 増減率	-49. 1%	-3. 6%	-0. 9%	89. 8%	-47. 5%	-8. 1%	—		

資料：USDA ERS, *Rice Yearbook*、California Department of Food and Agriculture, *California Agricultural Exports 2020-2021 and 2021-2022*、農林水産省『農産物生産費（個別経営）』、日本銀行「外国為替市場」より作成。

注：いずれも、もみ米から玄米に換算した値である。換算率は80% (University of California Agricultural Issues Center (1994),5)。

第2表 郡別作付面積の変化

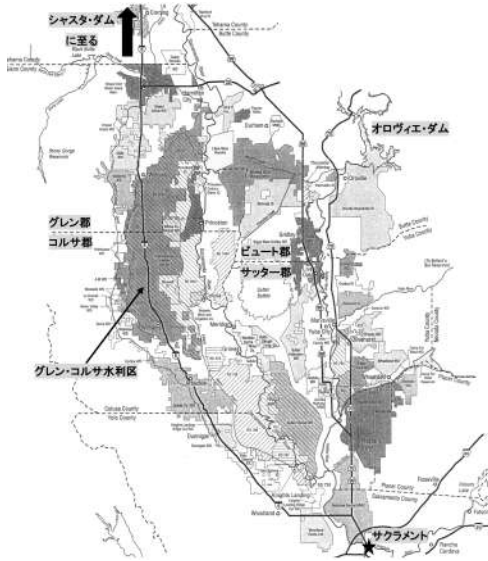
単位：ha			
	2019年	2022	増減面積
合計	203,557	103,600	-99,957
ビュート	36,826	35,329	-1,497
コルサ	54,228	8,377	-45,851
グレン	32,375	8,782	-23,593
プレイサー	4,856	0	-4,856
サンホアキン	1,740	0	-1,740
サッター	42,492	20,518	-21,974
ユバ	14,569	0	-14,569
その他	16,471	30,594	14,124

資料：USDA National Agricultural Statistics Service (NASS), *California Rice County Estimates*、より作成。

クト (Central Valley Project ; CVP) によって開発されたシャスタ・ダム (ShastaDam) を水源とし (シャスタ水系)、郡内の農業者の多くは加州で最大規模のグレン・コルサ水利区 (Glenn-Colusa Irrigation District) から水の供給を受ける。シャスタ水系では周辺河川への環境用水の供給が優先されたこともあり、農業用水への供給が極端に制限された。農業者等からの聞き取り調査によると、二〇二二年における水供給量は平年の二%に落ち込んだ。一方で、より東側に位置するビュート郡は、州営の州水利プロジェクト (State Water Project ; SWP) によって開発されたオロヴィエ・ダム (Oroville Dam) から水の供給を受けている (オロヴィエ水系)。オロヴィエ水系は降水量が多いネバダ山脈 (Sierra Nevada) に近いこともあり、相対的に水の供給が確保された。それでも、二〇二二年は平年の二五%の供給にとどまったようである。

第1表からは、生産費も大幅に上昇していることが確認できる。二〇一九年は日本円に換算して六〇kg当り二、六四九円であったが、二〇二二年は五、〇二八円とほぼ二倍になった。生産費の変化を費目別に見たものが第3表である。円安の影響が大きく、二〇二二年のドルレートと二〇一九年と同じとして計算すると (二〇二二 (二) の欄を参照)、総生産費の上昇は三六・三%圧

第2図 加州における水利区の所在



資料：UCCE提供の資料より作成。

縮することができる。一方で、資材の価格高騰も見逃せない。ドル円レートを調整した値で比較すると、上昇幅が大きい費目は肥料(三七六・九円増)、薬剤(三八五・九円増)、燃料・潤滑油・電気(一八八・六円)となる。また、水利(六五・九円増)も着実に増加している。ただし、供給不足により米価も上昇したために(一、七二二・四円増)、生産物単位当たりで見ると純収益はむしろ増加している(一九五・九円増)。

収入の減少に対して農業者は二つの方法で対応した。一つ目は農業者が作付前の時点で不作付を決めることで、農業保険の支払い対象になったことである。異常気象等によって作付ができなかった場合に支払われる Prevented Planting という保険では、補償対象収入の五五・六〇%が支払われる¹⁾。作付をしないことで種子や肥料等の流動費を削減することができるので、所得補償として有効に機能した。二つ目は、作付をやめたことで利用しなくなった水を、他作物を生産する農業者や農業外に販売したことである。ただし、農業者等への聞き取り調査によると、使用しない水は水利区への返還が定められていたり、水利区内の農業者同士での交換は認められても外への販売は規制されていたりと、必ずしも自由な販売が認められていたわけではないようである。

また、農業保険等の収入保障が存在しない農業関連サ

第3表 加州産米の粗収益・生産費・収益の変化

単位：円／60kg

	2019年	2022(1)	増減(1)	2022(2)	増減(2)
粗収益 (Gross Value of Production) ①	3,928.6	6,809.1	2,880.5	5,641.0	1,712.4
総生産費 (Total Costs) ② (=③+④)	2,648.8	5,027.9	2,379.1	4,165.3	1,516.5
運営費 (Operating Costs) ③	1,352.2	3,077.1	1,724.9	2,549.2	1,197.0
種子	133.8	167.0	33.2	138.3	4.6
肥料	215.3	714.8	499.5	592.2	376.9
薬剤	278.5	802.0	523.5	664.4	385.9
作業委託	291.6	302.9	11.3	250.9	-40.6
燃料・潤滑油・電気	93.0	339.9	246.9	281.6	188.6
修繕	76.0	159.7	83.7	132.3	56.3
乾燥委託	137.8	340.8	203.1	282.4	144.6
水利	113.7	216.8	103.1	179.6	65.9
利子	12.4	33.0	20.5	27.3	14.9
配布間接費 (Allocated Overhead) ④	1,296.7	1,950.8	654.2	1,616.2	319.5
雇用労働	90.8	116.8	26.0	96.8	6.0
機会費用 (労働)	201.0	205.4	4.4	170.2	-30.9
減価償却	212.4	436.5	224.1	361.6	149.2
機会費用 (土地)	651.8	910.8	259.0	754.5	102.7
税・保険	40.7	88.2	47.5	73.0	32.4
一般間接	99.8	193.1	93.3	160.0	60.2
収益 (Net Value) (=①-②)	1,279.8	1,781.2	501.5	1,475.7	195.9

資料：USDA ERS, *Commodity Costs and Returns: Rice*, 日本銀行「外国為替市況」より作成。

注：1) もみ米から玄米に換算した値である。換算率は第1表と同じ。

2) 「2022(2)」及び「増減(2)」の欄は、2022年のドル円レートを2019年(1ドル=108.99円)と同じと仮定して計算した値である。

ービス事業者は、干ばつによって大きな打撃を受けた。加州の稲作は播種作業や収穫作業を、農場がサービ事業者に委託する場合が多い。干ばつ期間中にそれらの業者は、他州で作業の受託を行うか、州政府によって二〇二二年に設けられた、加州小規模農業ビジネス干ばつ緩和助成プログラム (California Small Agricultural Business Drought Relief Grant Program⁷、七、五〇〇万ドル) の支援によって事業を継続した。同プログラムは、二〇二二年の収入が二〇一九年と比べて三〇%以上減少した、従業員一〇〇人以下の事業者に対して、六万〜一〇万ドルの助成金を支払うものである⁸。今回の干ばつによりサービ事業者が淘汰されてしまうと、干ばつ終了後に稲作の生産回復が難しくなることが認識された。

そこで、カリフォルニア米評議会 (California Rice Commission; CRC) 等の関連団体は、サービ事業者向けの農業保険を創設するように、連邦議会の議員等に働きかけを行っているとのことであった。

二〇二三年は一転して豊水年となったのは先述の通りである。CRCによると、二〇二三年の加州における水稻作付面積は一八二、一〇九ha (四五万エーカー) まで回復した⁹。二〇一九年の八九・五%の水準である。干ばつ前の水準に生産がほぼ回復したことにより、九月以降に米価は急落したのであった。

3. 回復途上にある加州稲作が直面する問題

(1) 稲作農場による作付行動の事例

ーのしかかる水供給の不安と金利上昇ー

以下では、コルサ郡とグレン郡で稲作をしているA氏の農場の作付行動を分析する。加州の稲作農場にとって最も優先順位が高いのは単収の確保である。干ばつ時には限られた水供給を、少ない作付面積に集中させて単収を確保する。作付面積を維持すること自体は考慮に入らない。主要な機械作業である播種や収穫を外部に委託している農場が多く、面積当たりの費用削減につながる機械稼働率の向上に注意を払う必要が無いためである。上記の行動様式は、外延的な規模拡大によって農地利用の維持を図ってきた、近年の日本の農業者と対照的であると言える。

第4表は、干ばつを挟んだA氏の農場における作付面積の変化を示したものである。A氏の作付は全て借地によるので、作付面積を柔軟に変更できることが特徴的である。干ばつ前の二〇一九年において、A氏の作付面積は水稻六八八haであった。二〇一七年における加州の稲作農場の平均作付面積が一六〇・一haなので¹⁰、A氏の農場は大規模農場である。単収は平均で玄米換算八三四kg/一〇a (もみ米換算九三cwt/acre) であり、

第4表 A氏の農場の作付面積の変化

		単位：人、ha		
		2019年	2022	2023
労働力	家族	3	3	3
	季節雇用	8	0	0
合計		688	96	427
作付面積	水稻	688	96	364
	M-206			81
	M-210			220
	トマト			63

資料：聞き取り調査より作成。

注：空欄はデータが得られなかった部分である。

二〇二二年の加州平均七八五kg（八七・六cwt）を上回っている。労働力は家族労働力三名（A氏、息子、親戚）の他に、季節雇用を八名程度雇っていた。

先述の通り、コルサ郡とグレン郡は干ばつにより水の供給が大きく削減された。そのため、A氏は借地を返却して作付を縮小し、二〇二二年の作付面積は地下水で賄うことができる九六haとなった。家族の収入は農業保険によってカバーできたが、季節雇用は全員解雇せざるを得なかった。これまで長期的に雇用をして教育訓練を施してきたが、やむを得ない選択だったとのことである。

水の供給が回復した二〇二三年の作付面積は三六四haまで回復したが、干ばつ前の水準には戻っていない。また、トマトを六三ha作付けて経営の複合化を図っている¹⁵。

なお、借地の地代は一一、六三八円／一〇a¹⁶（\$三三五／acre）であり、上昇傾向にある。

A氏は春の時点での水の確保の見込みによって、作付ける品種を決める。見込みが立つ場合は、早期（五月以前）にM-105、もしくはM-206という品種を播種する。一方で、見込みが立たない場合は晩期（五月以降）にM-210を播種する。水が十分にある場合は生育期間が長いM-105やM-206のほうの単収が高いが、不足している場合は生育期間が短いM-210のほうが単収を確保できることであった。二〇二三年

はM-210の作付が多いため、春の時点では水不足を予想していたことになる。種子は米の集荷業者から購入し、三月時点で品種の内訳も含めて予約する。しかしながら、その後も気象予報を参照しながら、業者とは頻繁に連絡を取って在庫の確認や予約の変更を行う。最終的な作付決定をするのは五月頃である。

二〇二三年において水の供給はほぼ干ばつ以前に戻ったが、作付面積は十分に回復していない。作付の回復を妨げているものは、第一に水利料金の上昇と水供給の不確実性である。A氏は二〇二三年において、水の供給を主にグレン・コルサ水利区から三、一九〇円/一〇a(\$一一〇/acre)で、平均して五・三acre/feet/acre受けている。サクラメント・バレーにおける水利料金は六六七、四、四〇八円(\$二三、一五二/acre)であるので、上限に近い水準となっている。環境用水との競合が厳しい、シヤスタ水系に位置しているためと考えられる。水利料金は二〇二四年には四%上昇することが決まっている。気候変動やインフレ、環境用水等の他用途との競合による影響で、水利料金が今後も上昇を続けることは確実である。また、後述するように、これまで農業者に対する安定的な水供給の基礎となっていた、優先水利権の見直しが州議会で進められている。水利料金の上昇と不確実な供給は稲作の商業的

な見通しを不透明なものとし、今後も作付を継続するかどうかの判断を難しくしている。

加州においても、水利用と関連させて将来的な稲作の縮小を見通す見解が存在する。稲作は園芸作物等と比較した際の水利用量当たり付加価値が米は低い。そのため、水田は干ばつ時の緩衝帯として機能する一方で、長期的には水取引を通じて他作物への転換が進んでいくというものである(Hanak et al. (2011))。CRC等の関連団体もそのことは認識しており、稲作農場の米への依存を低減することで対応を促している。具体的には、他作物との複合化や、水田での魚の養殖の実施、水鳥が飛来する冬季に狩猟者へ冬期湛水田を開放すること¹⁸等による経営の多角化である。CRCによると、多角化による稲作農場の維持はこれまでも進めてきており、その結果としてアメリカ南部で見られた水稲作付面積の減少は加州では見られなかったとのことであった¹⁹。

第二に、より短期的な要因として、金利上昇により資金調達が困難になっていることである。インフレ対策として二〇二二年三月にゼロ金利政策を解除して以降、連邦準備制度理事会(Federal Reserve Board; FRB)は政策金利(フェデラル・ファンド市場金利の誘導目標)を断続的に引き上げ、二〇二三年七月に五・二五%・五%とした。フェデラル・ファンド市場とは銀行がFR

Bに預けている預金を取引する短期市場であり、金融機関から一般への貸出利率はそれよりも高くなる。A氏によると、二〇二四年は現在よりも二二〜一四一ha(三〇〇〜三五〇acre)ほど作付面積を拡大したいと考えている。しかしながら、金融機関からの借入利率は八%程度に達しているため資金借入のリスクが高く、干ばつ前の水準に作付面積を回復させることをためらわせる要因となっている。また、資材価格や労賃の上昇も重なって、当座の資金繰りも苦しくなっている。

(2) 優先水利権の見直しをめぐる議論の展開

一九世紀半ばのゴールドラッシュによって開拓が進んだ加州においては、「最初に主張した者が権利を得る(First-in-time, first-in-right)」ことを原則に水利権が形成された。一九一三年にSWRCBが創設されて以降はその認可が必要になったが、それ以前に設定された優先水利権は干ばつ時でも州の統制を受けない強力な水利権として存続してきた。また、CVPとSVPの建設過程においては、連邦もしくは州によってもとどとの水利権が再編されたが、水利用者との用水供給契約はその水利権の強弱にもとづいて締結された。例えば、「入植契約(Settlement Contract)」は干ばつ時に削減される用水供給量の削減は二五%にとどまるのに対して、「一般

契約(Service Contract)」は最大一〇〇%削減されるといった具合である(西川(二〇二一)、p. 一四一)。

法理論的にはSWRCBは取水制限ができると考えられているが、加州の法令には具体的な行政手続きの手順や優先水利権を対象とするのかどうか等、明確に規定されているわけではない。そのため、干ばつの度に緊急措置として取水制限が行われているのが実態である(Nylen et al. (2023), 10)。以上のような状況は、取水制限によって不利益を受けた水利区等からの州に対する訴訟を誘発する。二〇一五年の取水制限に対する訴訟を受けて、二〇二二年に加州第六区控訴裁判所は、州は優先水利権保持者の取水を妨げる権限を持たないこと、またそのような権限は州議会のみが与え得ると判断した。そこで、二〇二三年一月に開会された州議会では、優先水利権の制限を支持する議員から関連する三つの法案が提出された。その中で最も重要だったのが、下院法案一三三七号(Assembly Bill 1337; AB 1337)であった。AB 1337は、水不足の際にはその取水が「いかなる権利にもとづくものであっても(regardless of basis of right)」、SWRCBが取水制限を命令することができる権限を付与することを規定していた。AB 1337等の提出の背後には、環境用水の安定的な供給を重視する環境保護団体の強い働きかけがあった。また、SWR

CBの権限拡大を支持する研究者グループによる提言も、法案に理論的なバックボーンを与えたとされる²⁰。

AB 1337等に対して、農業団体や水利団体は激しく反発した。SWRCBによる取水制限に法的根拠を与えるとともに、その裁量権を拡大することで、営農継続の基礎である優先水利権の存立を脅かすものと考えられたからである。彼らによると、一連の法案は「SWRCBに、緊急的な命令だけでなく、広範囲かつ永久的な規制を設ける権限を与えるとともに、水利権保持者が既存の権利を保全するために必要な証明を行う負担を課する」ものである。また、「州および連邦憲法が保障している適正手続きの保障 (due process) を、加州の水利権保持者から取り上げる」ものでもある。リベラルな政策をこれまでも推進してきた民主党優位の州議会においては²¹、農業団体や水利団体にとって敵しい審議となることが予想された。しかしながら、商工業団体等を反対派に引き込むことで幅広い連合を形成することに成功し、結局AB 1337と、SWRCBに六ヶ月間の暫定取水制限命令を発出することを認める下院法案四六〇号 (Assembly Bill 460) は八月時点で継続審議とされた²²。

二〇二三年の審議で唯一成立したのが上院法案三八九号 (Senate Bill 389; SB 389) であった。SB 389は、適法な水利権にもとづいて取水が行われているか調査を

し、不適當な取水に対しては是正を行う権限をSWRCBに与えるものである。CFWCによると、SWRCBに対する取水の報告を水利権保持者に義務づける内容であり、妥当な程度の妥協という評価であった。法案の賛成者にとっても、これまで実態の把握が難しかった「水利権に関する情報の、州による保有を改善するものであり、極めて大きな成果」とのことである²³。

そして、加州を二分した議論も、豊水年の到来と新しい水利インフラ建設の進展によっていったん沈静化しているのが現状である。一月にはコルサ郡とグレン郡において、豊水年に水を貯留し渴水年に放出する貯水池を建設する、Siles Reservoirプロジェクトの最終環境調査の実施が認可された。また、二月にはサクラメント川からサクラメント・サンホアキン川デルタに直接水を送るトンネル建設について、最終環境報告書が公表された。いずれも州内の利害関係者間の調整が難航し、長きにわたって進展が見られなかったものである²⁴。

4. おわりに

本稿では、二〇二三年に日本から北米への米の輸出が増えた一因である、アメリカ加州における干ばつと稲作への影響について検討した。過去最悪の干ばつとなった二〇二〇年から二〇二二年にかけて、州政府による取水

制限により加州における米の生産量と水稲の作付面積は半減した。ただし、稲作農場や農業関連サービス事業体は農業保険や休業補償を受給することによって、干ばつ期間中も生産力を維持することができた。そのため、二〇二三年が豊水年になると一転して、作付面積は概ね干ばつ前である二〇一九年の九割の水準まで回復し、米価も二〇一九年の水準まで下落しつつある。日本からの輸出が増加した一つの環境が失われたことを意味する。

加州の稲作のさらなる回復にとって制約となっているのが、短期的には金利の上昇、中長期的には安定的な水の確保である。前者については、二〇二四年からFRBが政策金利の引き下げに動くことが予想されている下では²⁵、制約は緩和されて稲作農場の作付拡大を後押しする可能性が高い。金利低下によってもたらされるドル高の緩和も、加州産米の競争力を強化するであろう。一方で、後者については今後の動向を予測することは難しい。現在加州における水利権をめぐる論争は小康状態になっているが、今後も気候変動が進行して干ばつが頻発することが予想される下では、いざれ論争は再燃するだろう。加州の政治が環境政策を優先する民主党によって支配されていることも、農業用水を今後安定的に確保できる見通しを不透明にしている。水利料金や資材価格の上昇も、付加価値が低い稲作から他作物への転換を農業

者に促すことになる。

一方で、稲作農場は園芸品目の導入を通じた経営の複合化や、狩猟者への冬期湛水田開放を通じた多角化によって収益性を高めており、経済的な逆境には一定程度耐えられるようになってきている。また、市民に対する広報活動を通して稲作の環境親和性を強調し、自らを「環境産業として再定義」（西川（二〇二二）、p. 一四四）する政治的なアピールも継続している。以上のことを総合的に勘案すると、加州の稲作は、当面は二〇一九年以前の生産水準を維持するという見通しが妥当であろう。

最後に、日本からの米輸出に対する示唆を述べたい。二〇二三年における輸出の増加と加州における小売価格の逆転は、干ばつによる加州産米の供給不足が要因であるため、干ばつが解消されたことによって再び日本産米の価格競争力は失われたと考えられる。今後も北米への米の輸出を拡大するためには、国内生産コストの低減による競争力の向上という、古くて新しい問題に取り組む必要があるだろう。

参考文献

- ・ Hanak, E., Lund, J., Dinar, a., Gray, B., Howitt, R., Mount, J., Moyle, P. and Thompson, B. B. (2011) *Managing California's Water: From Conflict to Reconciliation*. Public Policy Institute of

- California.
- Johnson, R. and Cody, B. A. (2015) California agricultural production and irrigated water use. *CRS Report*. R44093.
 - Livezey, J. and Foreman, L. (2004) Characteristics and production costs of U.S. rice farms. *Statistical Bulletin*, USDA ERS, 974-7: 1-30.
 - Medelín-Azura, J., Escriba-Bou, A., Rodrigues-Flores, J. M., Cole, S. A., Abatzoglou, J., Viers, J. H., Santos, N. and Sumner, D. A. (2022) *Economic Impacts of the 2020-2022 Drought on California Agriculture*.
 - Nysten, N. G., Owen, D., Harder, J., Kiparsky, M. and Hanemann, M. (2023) *Managing Water Scarcity: A Framework for Fair and Effective Water Right Curtailment in California*. University of California Berkeley Law School, Center for Law, Energy and the Environment.
 - 西川邦夫(二〇一九)「民主党州政下のカリフォルニア稲作―農業者の憂鬱と共和党支持の構造―」『農業問題研究』五〇(一): 三〇―四〇。
 - 西川邦夫(二〇二二)「カリフォルニア稲作における生産力構造の転換―品種改良を通じた生産力上昇と環境親和性の両立―」西川邦夫・大仲克俊(編著)『環太平洋稲作の競争構造―農業構造・生産力水準・農業政策―』農林統計出版: 一一五―一四九。

• 西川邦夫(二〇二二)「アメリカ合衆国カリフォルニア州における冬期湛水とハンティング」『農村と都市をむすぶ』八四六: 四六一―五五。

• University of California Agricultural Issues Center (1994) *Maintaining the Competitive Edge in California's Rice Industry* (Revised).

• 全国農業協同組合中央会(二〇二二)「対米牛肉輸出の動向―円安の恩恵と関税引き上げ―」『国際農業・食料レター』二〇〇: 一一―三。

注

1 農林水産省「コメ・コメ加工品の輸出実績(じこく)」(https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/komet_yusyutu/komet_yusyutu.htm#jisseki) (二〇二二年十二月二十六日確認)より計算した。

2 本節の記述は、特に断りのない限り、Medelín-Azura et al. (2022), Nysten et al. (2023) にちなむ。

3 SWRCB. 2022 water rightcurtailments fact sheet. *Drought Information and Update*. (<https://www.waterboards.ca.gov/drought/resources-for-water-rights-holders/docs/curtailments-2022.pdf>) (二〇二三年十二月二六日確認)。

4 California Farm Water Coalition (CFCWC); カリフォルニア州農業水利連盟). From feast to famine: California's 2021

- water supply. August 6, 2021 (<https://farmwater.org/farm-water-news/feast-famine-californias-2021-water-supply/>) (二〇二三年二月二十六日確認)。
- 5 希少性と文化的価値が高いサーモンの保護のために、環境用水の確保が重視されたクラマス川流域においては、スコット川では二〇二一年から二〇二二年にかけて全ての優先水利権が対象となった。シャスタ川では、二〇二一年には一九二一年一月までに設定された、二〇二二年には一八八五年一月から一九二二年四月一日の間に設定された優先水利権に対象が拡大された。Nylen et al. (2023), 67⁸ を参照。
- 6 カリフォルニア大学協同普及事業 (University of California Cooperative Extension; UCCE) に対する聞き取り調査によると、サクラメント・バレーにおける農業用水のうち、地下水の占める割合は二〇〜二〇%程度とのことである。
- 7 Katy Grimes. California Farm Water Coalition warns domestic food supply in peril with cutting water. *California Globe*. May 25, 2022 (<https://californiaglobe.com/fr/california-farm-water-coalition-warns-domestic-food-supply-in-peril-with-state-cutting-water/>) (二〇二三年二月二十六日確認)
- 8 E. Hanak, B. Gray and J. Mount. Testimony: adapting California's water rights system to the 21st-century climate. Public Policy Institute, February 28, 2023 (<https://www.ppic.org/blog/testimony-adapting-californias-water-rights-system-to-the-21st-century-climate/>) (二〇二三年二月二十六日確認)
- 9 o-the-21st-century-climate/) (二〇二三年二月二十六日確認) 二〇一五年において、加州における米の単位面積当たり純水利用量は4.6 acre-feet/acreである。純水利用量とは、利用された水の総量から、流出量と地下浸透量を差し引いたものである。また、1 acre=0.4ha、acre-feetとは1 acreの土地を1 feet (=30.5cm)の深さとする水の体積を指す。加州平均が3.1 acre-feet/acreであり、米が相対的に水を多く利用していることが分かる。Johnson et al. (2015), 18⁹ を参照。
- 10 USDA ERS, *Rice Outlook, December 2023*¹⁰ によると、加州以外も含む値ではあるが、二〇二二年における短中粒米の輸出数量は三五・九万トンであった。
- 11 USDA Risk Management Agencyの計算ソフト (<https://webapp.rma.usda.gov/apps/ActuarialInformationBrowser/CropCriteria.aspx>) を用いて算出した¹¹、二〇二二年のコルサ郡の結果は246 (二〇二三年二月十七日確認)。
- 12 CRC, Governor signs \$75 million drought relief grant program for small ag business. *California Rice News*. September 28, 2022 (<https://calricenews.org/2022/09/28/gov-error-signs-75-million-drought-relief-grant-program-for-small-ag-businesses/>) (二〇二三年二月十七日確認)。
- 13 CRC. *California Drought Statement (June 2023)*. (<https://calricenews.org/wp-content/uploads/2023/06/California-Drought-Statement-June-2023.pdf>) (二〇二三年一月三十一日確認)。

- 14 USDA NASS, 2017 *Census of Agriculture* による。
- 15 トマト生産のために導入した労働力の状況は不明である。
- 16 ドル円レートは、日本銀行「外国為替市況」の二〇二三年平均（中心相場）をとった。以下同じである。
- 17 四、四〇八円／一〇aは地下水をくみ上げた場合の料金である。地下水はポンプを使用したくみ上げのための燃料費等もかかるので、水利料金はより高くなる傾向にある。
- 18 冬期湛水田を狩猟者に開放し、宿泊施設を経営している稲作農場の事例については、西川（二〇二二）²¹、p. 五二²²を参照。
- 19 二〇〇〇年を対象とした分析ではあるが、加州の稲作は他地域と比べて、経営の複合化は進んでいないが非農業所得が多い傾向にあると指摘されている。Livezey and Foreman(2004), 8²³を参照。
- 20 A B 1 3 3 7等の提出までの経緯については、断りのない限り主に下記インターネットニュースの記事を参照している。
Walters, D. California's lengthy battle for water rights moves into the Legislature, and Water rights reformer scored only a minor victory in the Legislature. *CalMatters*. April 25 (<https://calmatters.org/commentary/2023/04/california-water-rights-battle-legislature/>) and September 27, 2003 (<https://calmatters.org/commentary/2023/09/california-water-rights-reformers/>)（二〇二四年一月二日確認）。また、当該研究々
- 21 ループの研究成果については、本稿でも度々引用している。Nylen et al. (2023)²⁴を参照。
- 22 加州における政治状況と農業者の置かれている立場については、西川（二〇一九）を参照。
- 23 A B 1 3 3 7等に対する反対派の動向については、特に断りのない限り、C F W C提供の資料「Powerful Coalition Keeps Radical Water Rights Changes from Advancing in the Legislature」による。資料作成日は不明。
- 24 Bardeen, S. New progress in California water rights reform. Public Policy Institute of California, December 5, 2023 (<https://www.ppic.org/blog/new-progress-in-california-water-rights-reform/>)（二〇二四年一月二日確認）。Jennifer Harder²⁵のフィック大学教授による発言。
- 25 Walters, D. California's water wars see some breakthroughs but more clashes loom. *CalMatters*. December 18, 2023 (<https://calmatters.org/commentary/2023/12/californias-water-wars-breakthroughs/>)（二〇二四年一月二日確認）。
- 26 「米利上げ、事実上終結へ」『日本経済新聞』二〇二三年十一月十五日付、一面。

秋田におけるアジア・アフリカ支援米運動

全農林秋田分会 加藤久信

栗林三郎の闘いに魅了されて……徹底した現場主義

秋田県におけるアジア・アフリカ支援米運動を語るには、減反政策に対応するエサ米運動を訴えた元議長の高橋良蔵氏（以下「良蔵」と記す。）の思いを記す必要がある。さらに良蔵を語るには元社会党衆議院議員の故栗林三郎氏（以下「栗林」と記す。）と、秋田県の労農運動を紐解く必要がある。

栗林は、農地解放後の農民の貧しさは、低米価政策にあると考え「米価闘争」を牽引する。一九五八年の総選挙で初当選し、翌年から全国規模の闘争となる。

また、出稼ぎ問題に力を注ぎ、中でも失業保険の闘いでは、保険給付一時金を三〇日から五〇日に引き上げさせた。

良蔵は、二〇〇一年二月に亡くなった栗林の追悼集で「雄略農組合の施設竣工式祝賀会には栗林さんは見えず『与えて報いを求めない人』。徹底した『現場主義』であり、腰の低いヒューマンな人柄に魅了され、栗林運動の後ろについて歩くことを誇りに思ってきた」と記している。

ちなみに秋田県における労農提携は、一九五八年八月十九日〜二十一日に湯沢市秋の宮温泉で「夏季労農学習会」が行われ、翌五九年二月十八日には、秋田市教育会館で労農提携秋田県集会が開催された。同年十月二二日、秋田市労働会館で秋田県労農会議が結成され、当面の重点課題を米価・共済・安保闘争に置き、農民組合と地区労の組織化を進めながら地域の労農共闘を強化していく方針を確認し、議長栗林、事務局長加賀谷國治（全

農林)でスタートした。

奥羽山脈に風穴をあける集会

.....減反政策に対応するエサ米運動

一九八〇年春、大雨で奥羽本線の列車は山形県内でストップ。やむを得ず北上線に乗車。上京途中の良蔵は北上駅で下車し一泊。その晩、小沢健二(大潟村入植者、江刺市議会議員)を呼び出し、沢藤礼次郎(衆議院議員)も地酒をぶらさげて来る。秋田と岩手の政治と農業。地方と文化を話し合う。岩手の宮沢賢治、石川武男を、秋田の石川理紀之助、むのたけじを論じる。日本の政治、経済、文化はすべて東京中心で地方はしいたげられればなし、地方に住むわれわれは呑気で、横の連帯が無力で、何もできないでいる。という三人の問題意識だった。

一九八一年三月一日、岩手、秋田の県境に位置する「湯田町公民館」で「第一回奥羽山脈に風穴をあける集会」が生まれた。農業分科会では、減反に対応するエサ米運動、冷害を克服する技術、品種の情報交換、農民運動の在り方について議論し、翌八二年四月二九日、秋田県横手市。八三年九月四日、岩手県北上市。八四年七月七日、秋田県湯沢市。八六年二月二三〜二四日、岩手県沢内村と集会は引き継がれた。

黙っていられない東北集会……批判三分、提言七分

一九八九年には、地域農業の衰退を愁える秋田県の有志、加賀谷國治、良蔵、皆川嘉左衛門、坂本進一郎、そして野添憲治が呼びかけ人となり、秋田市において「コメ、農業潰しに黙っていられない東北集会」が開催された。

開催にあたり、コメ輸入自由化問題、減反の強化、マスコミによる農業潰し等に「黙っていられない」とし、「批判三分、提言七分」を合言葉に、東北各地から趣旨に賛同した農民ら一八〇人が集まり、実践に根ざした議論を熱く展開した。

良蔵は、「水田を潰さない農業改革」で輸入小麦の三〇%を国内産米による米粉に切り替えること。もう一つは、輸入飼料の二〇%を飼料米に替えること。つまり、日本の農業の二本柱である米と畜産を、飼料稲によって結び付けることで美田を復活させたいと提案した。

遡ること一〇年、一九七九年八月二七日、良蔵は、元衆議院議員で秋田県出稼組合連合会会長の細谷昭雄と夜行列車で上野経由水戸へ赴き、小室秀俊を訪ねている。彼は、茨城の精農家で、宇都宮大学農学部の菅原教授の指導のもとに減反政策の代替としてインディカ系の超多収米「アルボリオ」の作付け実験を続けていた。その

アジア・アフリカ支援米運動の取組み

秋田県労働市民会議

年(年産)	送付量(kg)	送付先(国名)	作付け地域	作付け面積等(m)
1996年	570	北朝鮮	本荘市	930㎡
	150	北朝鮮	角館町	320㎡
	180	マリ		現物カンパ
1997年	96	マリ		現物カンパ
	1,105	マリ	本荘市	1980㎡
	35	マリ		現物カンパ
1998年	150	北朝鮮	角館町	300㎡
	450	北朝鮮		現物カンパ
	570	マリ	本荘市	990㎡
1999年	300	マリ	角館町	620㎡
	1,200	北朝鮮	大曲市	2630㎡
	480	マリ	秋田市	960㎡
2000年	475	マリ	秋田市	960㎡
	5	マリ		現物カンパ
	1,072	マリ	大館市	2,360㎡
2001年	8	マリ		現物カンパ
	1,200	カンボジア	大館市	2,360㎡
	458	カンボジア	秋田市	960㎡
2002年	52	カンボジア		現物カンパ
	1,350	カンボジア	秋田市	2940㎡
	1,080	カンボジア	大館市	2,360㎡
2003年	270	カンボジア	大曲市	900㎡
	420	カンボジア	秋田市	960㎡
	1,020	カンボジア	大館市	2,360㎡
2004年	390	カンボジア	秋田市	960㎡
	1,020	カンボジア	大館市	2,360㎡
	369	カンボジア	秋田市	960㎡
2005年	1,260	カンボジア	大館市	2,360㎡
	420	カンボジア	秋田市	960㎡
	1,140	カンボジア	大館市	2,360㎡
2006年	480	カンボジア	横手市	1000㎡
	300	カンボジア	秋田市	960㎡
	1,080	カンボジア	大館市	2,360㎡
2007年	420	カンボジア	横手市	1000㎡
	420	カンボジア	秋田市	960㎡
	1,350	カンボジア	大館市	2,360㎡
2008年	420	カンボジア	横手市	1000㎡
	470	カンボジア	秋田市	960㎡
	1,020	カンボジア	大館市	2,360㎡
2009年	480	カンボジア	横手市	1000㎡
	306	国内(震災向)	秋田市	960㎡
	960	国内(震災向)	大館市	2,360㎡
2010年	372	国内(震災向)	横手市	1000㎡
	270	カンボジア	秋田市	960㎡
	1,065	カンボジア	大館市	2,360㎡
2011年	420	カンボジア	秋田市	960㎡
	1,140	カンボジア	大館市	2,360㎡
	420	カンボジア	秋田市	960㎡
2012年	1,020	カンボジア	大館市	2,360㎡
	460	カンボジア	秋田市	960㎡
	1,242	カンボジア	大館市	2,360㎡
2013年	1,110	カンボジア	大館市	2,360㎡
	1,244	カンボジア	大館市	2,360㎡
	1,230	マリ	大館市	2,360㎡
2014年	1,110	マリ	大館市	2,360㎡
	1,200	マリ	大館市	2,360㎡
	1,249	マリ	大館市	2,360㎡
2015年	1,110	マリ	大館市	2,360㎡
	1,140	マリ	大館市	2,360㎡
	600	マリ	大館市	一括方式



実際を見て秋田に活かせないかを教示してもらった。圃場のアルポリオの実物見本数束を戴き帰秋した。これが良蔵を中心に根を下ろした秋田県におけるえさ米運動の種蒔きになった。

細谷昭雄は、農林水産委員会として小室氏のアルポリオを委員会室に持ち込んで初質問に立ち、えさ米作付けによる減反政策転換を訴えている。

アジア・アフリカ支援米作付け

.....本荘の地からスタート

秋田県における支援米作付け運動は、一九九六年から始まった。

一九九二年五月発足の本荘由利労働市民会議議長高原薫(元本荘市議会議員)が地元元山小学校PTA会長の本間明と共に足しげく良蔵のもとへ通い農業の方向性を

学んでいる。

本間明は、「学校週五日制で土曜日の子どもたちを誰が見守るのか」の親御さんの声を受け地域の方と相談を重ねた。結果、子どもたちが育つ地域で様々な体験学習ができるようにアドベンチャースクールを立上げることになり、さまざまなイベントの中に農業体験として支援米の作付けも含まれることになった。

支援米作付け二年目の発送式が一九九八年一月一日南内越公民館で行なわれた。田植えや稲刈りに参加した子どもたち等のコメントを紹介すると、「田植えは大変だったけど、世界の食糧難で困っている人たちのために役立てばうれし」と話し、秋田県労働市民会議議長の良蔵からは「食べものは命の糧。食べてほしいと願っている」とあいさつがあり、柳田本荘市長は「戦後の日本も食糧難の時代があった。きっと、現地から『ありがとう』の声が届くだろう」と児童たちの頑張りを褒めたたえ、アドベンチャースクールの本間明代表は「コメ一粒一粒に、田植えや稲刈りに参加した三〇〇人の心が込められている。現地でもその心をくみ取ってもらえると思う」と述べている。

支援米運動二四年目に

.....大館地区

秋田県で現在も支援米作付けを取り組むのは大館地区

である。支援先は、二〇〇〇年はマリ共和国、翌年からはカンボジア、二〇一七年から再びマリ共和国へ支援しているが、二〇一一年三月に発生した東日本大震災により支援米は、農林水産省から用途変更の許可を得て、被災者救済のため、宮城県へ精米で送った。

田植えは、会員や大館国際情報学院高校インターアクト部の生徒、大館カトリックこども園の園児、北鹿地方の外国語指導助手（ALT）、秋田看護福祉大学生らで行われる。

田植後は参加者みんなで行われる。田植後は参加者みんなで行われる。トに陣取りおにぎりと豚汁の交流があり、参加者に好評を得ている。使用する苗は、あきた北農協から提供され、稲刈りも田植え同様の参加者で行われる。袋詰めされた支援米は日本通運大館倉庫に保管し、支援米を東京港に発送する前には大館市役所前で発送式が行われ、労働会議のメンバーのほか、協力したメンバー



でトラックに積み込み、出発を見送っている。

支援米運動は多くの仲間、組織の協力で成り立っており、節目の一〇年及び二〇年には祝賀会を開催し、関係者への感謝状贈呈と運動の継続を確認し合っている。この点に学ぶべき点は多い。

カンボジア訪問で見えてくるもの……

二〇〇五年四月には、支援先の状況を視察するため、カンボジアを訪れた。訪問団が訪問する直前、日本からの支援米がカンボジアシアヌークビル港に到着した。

WFPと、貧困に苦しんでいる子ども達を支援しているフランスのNGO組織FSCの計らいで贈呈式が行われ、積み上げられた米袋には写真やメッセージが貼られていた。(広島・福岡、宮崎労農市民会議などがあつた。)

私たちは支援米の田植え・稲刈りの写真と、田植えに



も参加した大館市内の幼稚園児の書いた絵画を持参。FSCで学ぶ生徒はとても明るく、米以上に絵にも大喜びして、田植えの方法や、日本の子どもの勉強時間などを聞いてくる。ここで学ぶ子どもたちがこれからのカンボジアを創っていくことを感じたと言っている。なお、結びに「想像以上に人々の生活が深刻な状況にあったこと、その中で必死に生きている人々がいることに胸が締め付けられる思いだった」と報告しており、その言葉をかみしめたい。

運動の継続と伝える心

連合秋田では、毎年二月に県政記者クラブ（マスコミ各社）との懇談会を行っている。その際の自己紹介で、休耕田を利用して食料支援する支援米運動の思いを紹介してきた。また、毎年九月開催の食とみどりと水のフェスティバルでは、ボン菓子を無料提供しながら支援米輸送費カンパを呼びかけている。さらに、連合加盟労組へ輸送費カンパを「支援と四円」を掛けて組合員一人四円カンパを呼びかけた。二〇一二年には公務公共サービスの重要性を訴えるのと同時に支援米運動の思いをABS秋田放送ラジオに生出演してPRもしてきた。

スマホの普及やコロナ感染症を経験してのオンラインでの情報発信や議論等、支援米運動を広めるツールは沢

山ある。度重なる自然災害や世界の紛争（戦争）から食料安全保障や日本の農林水産業の在り方が以前に増して関心が高まっている。

先輩たちは減反政策が続いた時代に、水田を水田として活かすために稲を植え続けることに拘って、エサ米を作付けすることにたどり着き、そこから支援米の作付けへとつながってきた。

それでは今の時代で考えて実践しなければならないことは何か。今こそ支援米運動を含めた農政の方向性を語り、実践し続ける取組みが重要だと感じている。

参考文献

高橋良蔵著「百姓宣言」、「水田を潰さない農業改革」、「減反政策

三五年を問う」

追悼集「労農運動の父 栗林三郎さんを偲んで」

「秋田県労働運動史」、「全農林労働史」、「全農林東北のあゆみ」

編集後記

二月号となりますが、新年早々発生しました「能登半島地震」では、石川県を中心に甚大な被害となっており、多くの方の命と財産が奪われるとともに、被害が明らかになるにつれ復旧や復興の困難性が浮き彫りとなっています。また、被災された方が住居を奪われ、県内や県外への避難を余儀なくされるなど、厳しい状況が続いています。先ずもって、お悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、早期復旧・復興に向けて出来る限りの支援を行っていきたいと思います。

さて、今通常国会の召集前から、各新聞に「農業基本法改正」を取り上げた社説等が多く掲載されています。中央紙・地方紙、さらには新聞社毎に指摘や課題は様々ですが、食料安全保障を確立するための国内自給率向上、生産・流通・消費までの「食料システム」を整備するための社会全体の在り方を変える必要性、などについて一貫して主張しています。

筆者の住む北海道では地域性もありますが、輸入頼みの飼料用穀物を増産させ依存体質を脱却するために、補助金体系や生産地に適応した保管体制と物流体制への見直しを求めています。また、省力化につながるスマート農業の研究開発や普及への国による財政支援。さらに

は、昨年の中国によるホタテ禁輸阻止で浮き彫りとなった加工・流通部門における海外依存からの脱却。生産者に対する価格転嫁が困難な状況にあるなかで、販売業者等との連携による適正価格の合意を図ることなど、農畜水産物価格形成の透明化なども挙げています。

基本法改正の実質論議は三月以降とも言われていますが、「絵に描いた餅」とならないよう、国民の期待に応えるべく十分な審議を期待するものです。

今回の特集では、「物価上昇下における貧困と食」をテーマに、共著も含め七人の方より様々な角度から分析・寄稿頂きました。格差と貧困問題が解消されないままに物価上昇が続き、賃金の改善・上昇も不十分な状況にあります。その意味でも、本号における問題提起は極めてタイムリーな内容となっていますので、是非多くの方にお読み取り頂ければと思います。

また、前号よりシリーズ化した、「各地域の支援米活動」では、秋田分会から歴史・経過を含め詳細な報告を頂き感謝申し上げます。読者の皆さんには、次号以降も楽しみにして頂ければと思います。

なお、一月号の発行が通常より遅れ大変申し訳ありませんでした。今後は極力早く読者の皆さんにお届けできるよう努めますので、よろしく願います。(柴山)